

令和元年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和元年12月4日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	11 番議員	奥村 晴明
4 番議員	鳥海 典昭	12 番議員	平石 賢治
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永瀆 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	佐野 正洋
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- |    |            |  |
|----|------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |  |
| 第2 | 会期の決定      |  |
| 第3 | 議第65号      | 令和元年度藍住町一般会計補正予算について                                 |
| 第4 | 議第66号      | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について              |
| 第5 | 議第67号      | 藍住町上水道事業給水条例の一部改正について                                |
| 第6 | 議第68号      | 藍住町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第7 | 議第69号      | 藍住町下水道事業の設置等に関する条例の制定について                            |
| 第8 | 議第70号      | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について                          |

## 令和元年藍住町議会第4回定例会会議録

12月4日

午前10時開会

○議長（森彪君） おはようございます。今年も早いもので、1年の締めくくりの時期になりました。私たちの任期最後の定例会となりました。悔いのない定例議会となりますように、しっかりと御議論をされますようお願い申し上げます。

本日は、令和元年第4回藍住町議会定例会に、御出席をくださいますようお願い申し上げます。

ただいまから、令和元年第4回藍住町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

○議長（森彪君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。本日までには1件の陳情と3件の請願書の提出がありますので、お手元に陳情受付表及び請願文書表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、本請願につきましては議会最終日に審議をいたしたいと思っております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○議長（森彪君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番議員、喜田修君、及び2番議員、古川義夫君を指名いたします。

○議長（森彪君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間にすると思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月19日までの16間に決定しました。

○議長（森彪君） 日程第3、議第65号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第8、議第70号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」の6議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなるとともに、しだいに寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となってまいりました。

さて、本日、令和元年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

初めに、藍住町総合文化ホールが11月3日に開館し、関係者約450人の出席をいただき開館記念式典を執り行いました。議員各位におかれましては、お忙しい中、出席を賜り誠にありがとうございました。翌日には、こけら落とし公演として、クラシックコンサートを開催し、圧巻の演奏を満員の観客に披露していただきました。

また、自主事業として、11月24日には、ミュージカル人魚姫を開催しております。今後、NHKの真打ち競演公開収録、よんでんアンサンブルクリスマスコンサート、狂言会など、多様な公演を予定しているところであります。総合文化ホールは、行政機能はもとより、多くの方々が集う文化の薫るまちづくりのシンボルとして、そして、世代間交流の拠点としての役割を果たしていくことができるよう今後とも工夫を凝らした取組を進めてまいります。

次に、観光交流資源魅力化プロジェクトの取組について申し上げます。今年で4回目の開催となる、藍染衣装のファッションショー「インディゴコレクション2019」を12月15日に藍住町総合文化ホールで開催いたします。昨年より、7名多い81名の参加者が、よりグレードアップした舞台演出のもと、多くの観客の前で華麗なファッションとパフォーマンスを披露いたします。今年のテーマは「藍の魅力をつなげよう！」であります。多くの方に藍の魅力を体感いただき町内外に、そして、あらゆる世代の方に藍のすばらしさをつなげていければと考えております。

次に、藍染普及推進事業として、昨年8月20日から任用しています地域おこし協力隊について、御報告させていただきます。9月13日から勝瑞城跡公園に新たに建築した寝床での薬作りを開始しました。水打ちや切り返しの作業を繰り返し、

12月中には、念願の藍住町産の菜、20俵が完成します。藍栽培、菜作りの指導をいただいております佐藤阿波藍製造所の佐藤好昭氏からも、いい色が出る状態の菜に仕上がっているとおっしゃっていただいております、2月初旬には、藍建てが開始できるよう準備を進めております。

また、来年度は藍栽培、菜作りに加えて、藍染めも実施していくことから、協力隊を追加募集し、人員体制を整えることとしています。今後とも、藍を盛り上げ、町内外に発信していく事業を継続して行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします

次に、子育て世代包括支援センターについて、御報告させていただきます。妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない総合的支援のワンストップ拠点となる、子育て世代包括支援センターを来年1月6日に開設いたします。設置場所は、これまで妊産婦や乳幼児と関わりが深い保健センター内とし、母子保健事業に関する専門的知識を有する保健師や助産師を配置いたします。1月からは保健センターから妊娠届や母子保健手帳交付事業を移管するとともに、よりきめ細かな状況把握を行うため、電話相談事業を大幅に拡充いたします。そして、4月以降は本格展開として、養育支援会議や、産前・産後サポート事業、産後ケア事業など新規事業に、鋭意取り組む予定としております。

次に、防災について、御報告させていただきます。10月20日に町民体育館において、総合防災訓練を実施しました。「自らの命は自らが守る」をテーマに、住民の皆様や関係者、合わせて848人に参加していただきました。会場では、水消火器を使った消火訓練、災害用ドローンの試験フライトや起震車による地震体験など防災に関する様々な訓練や体験コーナーのほか、婦人防火クラブによる炊き出し訓練を実施しました。

また、10月25日には、津波の浸水被害が想定される東小学校の児童、保護者を対象に、親子防災教室を東小学校で実施いたしました。このような訓練を重ねることで、住民の皆様の防災意識を高め、防災対策の基本となる自助・共助の充実を図りたいと考えております

それでは、提案理由の説明をいたします。

議第65号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」歳入歳出それぞれ9,500万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億3,200万円とするものです。人件費については、主に4月の人事異動等に伴う各科目間の増減を全

般にわたって調整、また、給与改定による補正を行いました。

このほかの主な歳出の補正内容は、総務費では、ふるさと納税の返礼品で300万円、藍栽培地における駐車場整備工事で400万円それぞれ増額です。

民生費では、障害者福祉サービス給付費で、3,628万円、保育所の子育てのための施設等利用給付費で1,161万円それぞれ増額です。

教育費では、幼稚園の子育てのための利用給付費等で1,206万4,000円小学校新入学の要保護準要保護児童就学援助学用品費で227万7,000円それぞれ増額です。

その他、事業の実施見込みや国・県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うこととしております。

歳入では、歳出に対する国・県の補助金の外、町税では、町民税法人で1,100万円減額、普通交付税で、9,797万1,000円増額、分担金及び負担金では、子ども子育て無償化に伴い2,446万8,000円減額、使用料及び手数料でも、子ども子育て無償化に伴い3,381万9,000円減額、繰入金で1億3,800万円減額、繰越金で1億3,871万7,000円増額、町債で3,000万円減額を行うこととしております。

議第66号「藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により関係事項の改正が必要なため本条例の一部改正を行うものであります。

議第67号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」、「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）」により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が設けられることに伴い、更新手数料及び所要の改正を行うものであります。

議第68号「藍住町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」下水道事業が地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例を一括して整備をするため条例を提案するものであります。

議第69号「藍住町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」、及び議第70号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」下水道事業が地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、条例を提案するものであります。

以上、補正予算で1件、条例関係で5件、計6議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ、十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森彪君） ありがとうございます。これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時16分小休

---

〔小休中に梯総務課長、高田福祉課長、大塚上下水道課長  
補足説明をする〕

---

午前10時44分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため12月5日から12月11日までの7日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、12月5日から12月11日までの7日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、12月12日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前10時45分散会

---

令和年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和元年12月12日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	11 番議員	奥村 晴明
4 番議員	鳥海 典昭	12 番議員	平石 賢治
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永瀆 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	佐野 正洋
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春

上下水道課長

大塚 浩三

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

10番議員 林 茂

9番議員 小川 幸英

7番議員 西岡 恵子

6番議員 徳元 敏行

15番議員 永濱 茂樹

令和元年藍住町議会第4回定例会会議録

12月12日

午前10時開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。  
また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。  
質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（森彪君） それでは、まず初めに10番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） それでは、議長の許可をいただきましたので、質問通告に従って一般質問をいたします。理事者の方は、明確な答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、1番目は藍住町の敬老の集いの運営について、幾つかお尋ねをいたします。

今年の9月16日、町民体育館にて第43回藍住町敬老の集いが開かれました。私たち議員も来賓として参加をしてみました。当日、藍中の吹奏楽部演奏、北小の金管バンド演奏、和太鼓こだぬきの会など、集いを大いに盛り上げていただきました。まず、過去の集いの運営費などについて説明を求めます。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 催し物におけますイベントにおける費用ということで、資料要求に基づきまして資料のほうを御提出させていただいております。28年度につきまして、マジックショーのほうを開催させていただいたということで、そのときにおきまして謝礼として10万円の支出をさせていただいております。そのほかのイベント行事におきましては、謝礼ということでの支出のほうはいたしておら

ないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、担当課長から説明がありました。中身については、残念なことに、いま1つも触れられませんでした。それで、敬老の集いの資料請求をした中で、平成27年から31年度まで、対象者数、そして当日参加をされた方、その方々に記念品をお渡しをしているわけです。それで、その記念品がどのようなものか、そして1枚当たりの単価は幾らか、そしてどれだけの購入をされたか、金額等を資料請求で明らかにいたしました。少し、かいつまんで申しますと、今回多くの参加者から意見を聞きましたので、少し紹介します。敬老の集いの参加者から、記念品について立派な文化ホールを建てるお金があるのにタオル1枚とは年寄りをばかにしてると、来年は行かん、集いに参加できなかつたので翌日役場へ行ったが、記念品は参加者に渡しているのだからくれなかつたと、年をとったら足も悪くなって行きたくても行けない、敬老の記念品であれば、参加できなくても後で届けてくれてもいいのでないか、こういうような集いに対する不満の声が各地で出されました。同僚の議員もこのような意見をたくさん聞いたそうです。そして、先ほど言いました平成27年度、この資料ではバスタオル1枚567円だったんです。これが毎年1枚の単価がずうっと下がり続けて、今年317円になりました。そして、1枚当たりの結果、250円削減をしてると、こういうことです。こういうことから、まず記念品をなぜこれだけ削減をせざるを得なかつたのか、それから吹奏楽部等が盛り上げていただいとるんですが、この方たちには何ら記念品も渡されていないと。せめて、そういう演奏者たちには我々が望むのは藍染めのハンカチなどを記念として渡していただくと、こういう心遣いが必要ではないかと、こういうふうにもまず思うわけです。

そこで、町長に伺います。

今、藍住町の敬老の集いに対する参加者から記念品に対する不満の声を紹介してきました。町に対する評判は非常に悪いです。社会に貢献してきたお年寄りたちに対する町の姿勢が余りにも冷たいのではないかと、こういうふうにも思うわけです。記念品も、総額50万円程度です。もう少しお年寄りをいたわる、ただ言葉だけでなく態度でも示していくと、こういうことが必要でないかと、このことが藍住町

を支えてきたお年寄りたちの評価につながるんでないかと、こういうふうに思います。この点、やはり記念品は一定改善をすべきでないかと。それから、来たくても来れない人たち、この方たちは置き去りでなく、後日いろんな形で記念品をお渡しをしていただくとか、こういうことも含めて今後の改善策を是非していただきたいと、これがまず1点です。

それから、先ほど言いました演奏者に対して記念品ぐらいは町として支給すべきでないかと、これが一般的な社会的な常識であり、町の行政としての姿勢を示すということで必要でないかと、この2点について町長の答弁を求めます。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 今の記念品につきましては、例年カタログ単価1,000円程度というのを目安にしております。これは、あくまでもカタログ単価でございます。それで、今年度は品質がよく、持ち運びのしやすいフェスタオルというのを選定をさせていただきました。1,500枚という大量の発注になりますので、町内業者から見積りをとった結果、購入単価が317円、記念品の係る支出は47万5,500円でありまして、ほぼ昨年とこれは同じ金額になっております。

町といたしましても、今年度の記念品購入に当たり、質を落としたというつもりはございません。喜んでいただけるものと思い、お配りをさせていただいたところでございます。参加された方からは、特に記念品に対する御意見等は伺っておりませんが、もしそういう声が寄せられるのであれば、来年度以降につきましては予算の範囲内ではありますが、福寿連合会などの意見も取り入れながら、記念品の選定をしてまいりたいと考えます。

それと、もう1点が演奏者、参加者たちへの記念品ですけども、これはちょっと今後十分に検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、町長から答弁をいただきました。是非、毎年予算協議がされてるようなので、いろんな意見を聞きながら、そして対応を明確にさせていただくと。町民の取り分けお年寄りに対する温かい行政としての姿勢が取り分け必要でないかと、このように申しておきます。

それでは、2点目です。総合文化ホールについて、質問をいたします。

こけら落としのコンサート公演の参加者状況についてです。申し込みは往復はがきで抽せんで、いわゆる当選者だけが参加できる、参加資格が得られるという、こういう仕組みがとられました。それと、公演にかかわる支出状況について、まずお尋ねします。これ、資料請求もしていますので、これに従ってお願いします。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） それでは、林議員さんの御質問に御答弁をさせていただきます。

総合文化ホールにおけるこけら落とし公演の参加者状況と公演にかかわる支出状況でございます。こけら落とし公演、「N響メンバーと仲道郁代による室内楽の午後」には1,352名、町内897名、町外455名の方から応募をいただき、抽せんの結果、599名、町内543名、町外56名の方を当選とし、入場券を発行しました。また、このほかに招待者として中学生等71名を招待し、当日は約630人の来場者がありました。

次に、公演に係る費用といたしましては、出演者に係るものが約300万円、これは出演料、旅費、手数料等を含みます。需用費、印刷費でございますが、約40万円、合計約340万円の費用を要しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。

それで、仲道郁代さんのすばらしいピアノとN響の弦楽奏者とが緊密に溶け合い、親愛感に富んだハイレベルの名演だったと、こういう参加者からの高い評価でした。非常にすばらしいというのをたくさんの方から聞きました。ですけど、問題なのは参加者の抽せんの方法です。これは案内です。そのときに注意書きというか、ただし書きがあるんです。申込者多数の場合は抽せんとし、藍住町優先と、こういうことなんです。こういうことで、幾つか聞いたことを少し紹介します。今後の参考にしてください。問題なのは、町民のための文化ホールです。そして、町民のためにこけら落としをされたと、こういうことです。それにもかかわらず、町民の人を外してなぜ町外の人まで入れたのか、行きたかったのに行けなかったというて悔

やんでる人がたくさんいました。こういうことで、先ほど紹介しましたが、町民優先でなかったというふうなことになるわけです。ですから、簡単に言えば町民を優先をすると、そして余った席については町外から申し込みがあった方の抽せんをやると、2段階方式をとれば一定ここら辺の町民の皆さんの理解が得られるんじゃないかと、このように思います。この抽せんの在り方について、どのように考えておられたのか、この点だけ1つ答弁をお願いします。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 林議員さんの再問に御答弁をさせていただきます。

当初考えておりました人数より相当数の方に御応募いただきました。抽せんの結果の割合なんですけども、町民の方を9、町外の方を1として当選者とさせていただきました。先ほど申しましたように、町内、町外、比率で申しますと2対1の割合で御応募いただいた状況がございます。町民優先というふうなことで、チラシには書かせていただいたわけですが、全て町内の方というふうなものには少し町外の方の御応募も多かったというふうなこともあり、当選者の割合を9対1ということで決定をさせていただき、機械上で抽せんをし、当選者を決定したという状況でございます。御理解をいただけたらと思います。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、担当課長からの答弁がありました。大変なあれですね、町民優先という考え方を最後までもう少し貫いてほしいと、これだけ要望しておきます。それでなかったら、町民のための文化ホールと、町民のためのこけら落としと、やっぱりこの基本点が明確でなかったら、これからのいろいろな運営でも問題が起こってくるんじゃないかということを言っています。

それでは、続けていきます。

今、文化ホールの左右のスロープができています。実は、このスロープの上にひさしをつけてほしいと、こういう要望が出てるんです。なぜこんなことが出たかといいますと、ちょっと町の対応も悪いところがあったんです。雨降りの日、障害者の方に傘を差してきたらいいんじゃないか、それで障害者の方は車椅子の方もおいでになるんです。その方たちは、傘を差して入場できるかということなんです。ここら辺は、いろいろ今までつくる中での議論がされてきたと思うんですけど、この

点をもう少し障害者の方々にも優しい、そういう対応なり、そしてひさしをつけるなどして改善をしてもらいたい、これが1点。

それから、その次、文化ホールの玄関前にスロープ、これはちょっと担当課長とも話をしました。少しスロープを長くしなければならないということで大変な、そして芝生の中に車椅子等が入るのはなかなか芝生等の関係もあってというようなことがありました。

それから、4点目なんですけど、老人会の方が会場申し込みをして、そのとき聞いたら、会場費が非常に高いというんは何人も聞きました。この点で、老人会とかボランティア団体とか障害者団体とか地元でいろいろな形で町の事業に貢献をしていると、地域活動で貢献をしている、そのような団体に対して負担を軽減をして会場を利用しやすくする、こういう会場費の減額、減免制度をつくるんでないかと、町民に貸すために会場をつくったんでしょう。金もうけでないんですから、大いに町民の皆さんに利用してもらおうと、こういう観点で1つここ4点目です。

5点目です。

立派な文化ホールができました。これから毎年必要な維持管理費もかなりの額になると思います。どれぐらい一体これから必要なのか。

それから、6点目です。

建設費が20億円、いわゆる借金です。これ20年間元利、一定均等割で支払っていくというふうな方向ですが、1年間に返済する元利と利息はどれだけか。

それから、最後ですが、文化ホールの建設費の総額と町民1人当たりのコスト、どれぐらい掛かったのか、これだけお尋ねします。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） 林議員さんの御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、雨降りなどの対応として、ひさしをつけるという件について御答弁をさせていただきます。

雨天時の対応といたしまして、総合文化ホール正面玄関にはひさしを設け、総合文化ホール南側には障害のある方を初め、妊婦やけがをされた方など歩行が困難な方でも利用ができる駐車スペースをパーキングパーミットとして整備しており、車でお越しをいただいた方が雨天時でも乗降に支障がないように雨よけを整備してお

ります。しかしながら、雨よけから正面玄関までの間には雨よけとなるものがございませんので、今後、車椅子が通る動線上において、ひさしが設置できるかどうか、検討してまいりたいと思います。

次に、文化ホール玄関前にスロープをつける件についてでございます。

玄関前の芝生広場はホール建設前にあった緑の広場の代替施設として12月から一般開放しており、親子連れの方がよく利用していただいております。正面玄関前の階段は、あいずみ広場と文化ホールとの連絡路として整備しております。あいずみ広場は、芝生による整備を行っていることから、足元が安定しない場所で、車椅子などの通行は少ないと考えております。芝生広場と玄関前の高低差が約80センチあり、その場合、幅1メートル65センチ、少なくとも長さ9メートル60センチのスロープが芝生上に張り出すこととなるため、芝生広場本来の機能が失われてしまいます。車椅子などを利用される方につきましては、総合文化ホールの北側と南側の2か所にスロープを設けておりますので、これを御利用いただきたいと思います。

次に、減免制度についてでございます。

総合文化ホールは、入場料の徴収の有無や営利、非営利など使用内容に関係なく、幅広く貸し出しができる施設となっており、減免制度については設けないこととしておりますが、準備または練習などの本番以外の使用につきましては、基本使用料の40%としておりますので、御理解をいただけたらと思います。

次に、文化ホールの毎年の維持管理費用についてでございます。

11月3日に開館した施設でありますので、施設の使用状況の推計が難しい部分もありますが、令和2年度には需用費2,000万円、印刷費、燃料費、光熱費等を含みます。委託料3,800万円、清掃、舞台関係、機械、それから技術専門者、植樹等の管理に必要な金額でございます。借上料200万円、印刷機、コピー機等の金額でございます。合わせて約6,000万円程度が必要であると推計をしております。

次に、起債に関する償還に関することでございます。

総合文化ホールの起債償還額は、元金、利子合わせて約21億1,000万円、うち約6,000万円が利息となります。20年で償還いたしますので、単年度の平均償還額は約1億550万円、うち利息が約300万円となります。なお、交付税算入される起債については約11億円、このうち約20%相当が基準財政需要額

算入となります。

次に、住民1人当たりのコストは幾らかという御質問でございます。

町民1人当たりのコストは、何を指すのか難しいところではありますが、単純に総事業費総額50億円として、町人口で割りますと、約14万3,681円となります。しかし、これは単純な割り戻しであり、まして事業費の財源としては社会資本整備総合交付金や交付税措置のある起債が含まれており、町民1人当たりの負担とはならないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 答弁をいただきました。

取り分け、文化ホールの左右のスロープの上にひさしは是非検討してつけていただきたいと。これは、障害者だけの問題でなく、雨降りの場合、会場に入るまでの間、一定雨から防護してもらおうと、そういう大きな役割もあると思います。

あと、いろいろと会場費の減免制度等はやっぱり考えていくべきでないかと、このように思います。取り分け、会場は遊ぶより使ってもらおうということが、そこに意義があると我々は考えとるんです。それでなかったら、せっかく造った文化ホールも値打ちがないというふうに思いますので、是非検討してください。

それから続けて、時間がないので、汚水処理について質問をいたします。

私は、以前からし尿くみ取り後、その処理の負担軽減をするために下水道に流すように提案をしてまいりました。この提案については、計画を立てるということでずっと今まで進んでまいりました。今回、どのような計画か、少し簡単に説明を願います。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、林議員さん御質問の汚水処理事業についてのうち、し尿くみ取りを公共下水道に流す計画は、について御答弁をさせていただきます。

本町では、中央クリーンステーションの施設の老朽化による大規模な改修に伴い、し尿の公共下水道への放流について計画を進めておるところでございます。公共下水道への放流とは、収集した、し尿及び浄化槽汚泥を下水道放流基準をクリアする

ために水で希釈をして、施設から直接公共下水道ますに投入する方法であります。昨年度には、下水道放流についての基本設計が完了し、現在、令和2年3月までの期間で工事実施へ向けた詳細設計を実施中でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、答弁をいただきました。

それで、公共下水にし尿処理後、流すことによって、かなりの負担軽減がされるんでないかと、こういうふうに思います。ですから、そのことでし尿のくみ取り料金が2割上げる、年間2,000万円町民に負担をかけると、これはもう全て値上げしなくても帳消しになると私は確信しとんです。その点で、是非計画を一日も早く進めてほしいと、このように思います。

それで、時間が余りないので、2点目、3点目ですけど、中小の市町村、下水道の使用料が回収できないと、これも大きな問題になっています。合併浄化槽に切りかえるというんは、国と県の方針なんです。もう明らかなので、それで資料請求をしましたら、資料も提出されてますので、それで答弁は結構です。

続けて、町財政について質問をいたします。藍住町の町財政について、少しお聞きをいたします。

藍住町の人口と同程度の自治体であります三好市と美馬市、阿波市の人口、それから議員定数、1年間の歳入の決算額、地方の税収額、基金の積み立てがどれだけあるのか、そして地方債とか借金の残高、財政力指数、経常収支比率、これを担当課に調べてもらい、作成をしていただきました。簡単に資料説明をまずお願いします。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） それでは、林議員さんの各自治体ごとの財政状況について、資料について説明をさせていただきます。

お手元にお配りをしてございます各自治体ごとの財政状況というところでごらんいただけたらと思います。

まず、藍住町ほか三好市、美馬市、阿波市を比較してくださいということで、依頼がございましたので調査をしてございます。人口につきましては、平成19年と

平成31年4月の段階で調査をした数字を記載をしております。内容につきましては、ごらんいただけたらと思います。

次に、議員定数につきましても、平成19年4月と平成31年4月現在の数字を記載をしております。

それと次に、歳入決算額、基金積立額、地方債残高、財政力指数、経常収支比率につきまして記載をしております。こちらのほうにつきまして、簡単に概略について説明させていただきます。

藍住町におきましては、歳入決算額につきましては136億4,054万2,000円でございます。三好市につきましては、243億7,956万5,000円でございます。美馬市におきましては、206億1,567万円でございます。阿波市につきましては、205億1,472万2,000円となっております。

基金残高、基金積み立て残額につきましては、藍住町におきまして45億3,545万5,000円でございます。三好市につきましては226億9,181万5,000円、美馬市におきましては82億1,934万7,000円、阿波市におきましては141億2,945万8,000円となっております。

それで、地方債残高につきましては、藍住町が96億1,162万円、三好市が331億9,637万3,000円、美馬市におきましては298億8,304万3,000円、阿波市で205億6,513万8,000円となっております。

以上で簡単に説明させていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、担当課長から説明をしていただきました。それで、この財政状況を見ていただいて説明も受けました。

そこで、少し町長に答弁をお願いをしたいと思います。

今まで、私ども議会の中で、学校にエアコンをつけてほしいと、そのときに言われるのはこういう要望を出しますと、町の財政が大変厳しいということで、なかなか実現に至らなかったと、これはもうかなりの実例があるわけです。だが、今説明がありましたこの資料によりますと、今の藍住町の財政は他の3市と比べてそんなに悪くないと、取り分け年間の歳入決算に占める地方税収、自分たちの税収、自主財源が41億円と非常に高いでしょう。それから、その占める割合も3割を超えているわけです、基金から、そして地方債の状況から。最も高いのは財政力の指数で

す。0.719と他の3市と比べたら2倍から3倍と高く、経常収支比率はこれは財政構造の弾力性を測定する指標なんですけど、低ければ低いほど財政運営に弾力性があるわけです。ですから、この点では政策的に使えるお金は他の3市よりか藍住町が十分に体力、財政力があるということを示している。こういう点で、県内でも上位に位置する財政力を持っているんでないかと。ですから、文化ホールとか下水道の大きな事業がされていると、こういうわけです。

それから、問題なのは議員定数も三好が22、美馬が18、阿波市が20と、我々議員定数は18人に戻してほしいと、こういうことを議会で決めたわけですが、町財政に与える影響と、こういうことが町長からも再議の中身として出されました。ですけど、2人分で700万円なんです。このお金が捻出できないかどうか、この財政力から見ても明らかになるんじゃないかと、こういうことを思うわけです。この点で、1つ町長からの財政が厳しいんかどうかということをお答えをお願いします。

○議長（森彪君） 加藤副町長。

〔副町長 加藤弘道君登壇〕

◎副町長（加藤弘道君） ただいま林議員から藍住町の財政について御質問をいただきました。

財政問題につきましてですが、それぞれの自治体において、たとえ人口が同等であっても産業構造や行政面積、地理的要件の違い、また市においては福祉事務所が必要となるなど所管業務の違い、また市町村合併を行った場合は合併特例債や一定期間普通交付税の合併算定がえがあるなど有利な財源があること、また過疎法の適用の有無など様々な要因があり、加えて財政に関する項目や数値は多岐にわたっており、財政状況に関して他の個々の自治体と比較して一概に何をもって厳しい、または厳しくないというのは非常に難しく、また意味を持たないのではないかとこのように考えております。

本町の財政状況ですが、本町におきましては例えば特定目的以外の財政調整基金、減債基金の残高が他の市町村と比較して非常に少ないということがございます。それから、急速に高齢者人口が伸びてくること等によりまして、扶助費のほうもそれに連動して増加をしているということもございます。さらには、国においては一般財源総額については令和3年度までは確保するということが等々をされておりますが、万が一、平成16年のように三位一体改革のようなことがあれば、地方財政に与える影響は極めて大きいということもございますし、先ほど文化ホール関係で御答弁を

させていただきましたが、これから起債の償還、それから運営費でかなりの財政支出があるというふうに考えておりますので、財政状況については予断を許さない状況であるというふうに認識をしております。

それから、議員定数の話で議員報酬の話がございましたが、町長が再議に付した理由の1つとして、議員報酬そのものがどうかということではなくて、予算調整権者である首長に対して地方自治法222条に基づいて事前の協議がなかったという点を再議の理由にしているわけでございまして、議員報酬の額が予算に対してどうかということについて再議の理由にしているわけではないわけではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 今、副町長から答弁をいただきました。財政の見方については、いろいろあると思います。ですから、それぞれの自治体によって、それぞれ人口構成から地域の産業構成から、もう明らかな点も多々あると思います。ですから、一概に町財政が厳しいということではなくて、町民の望む政策をどう実行していくかと、そこへどうお金を使うかということを中心に議論を我々はしたいと、こういうことを考えとんです。

そこで、少し提案があるんです。これから、文化ホールの借金も払うていかないかと、下水道の借金も払うていかないかと、大変だと、何を削るかということで少し提案をします。それで、資料請求した中で、公共ますの設置件数は1,229件、そして接続件数がわずか593件なんです。そうしますと、接続率は48%、半分の人しか公共ます、下水道を使用しないと、こういう状況なんです。ですから、使用料だけでこれでは採算がとれないということで今まで答弁をいただきました。使用料だけで採算がとれるようにするためには、この設置件数約600件を4倍、2,400件に伸ばさなかったから採算が合わんのです。そうすると、藍住町内全ての全域で下水道事業を再開せんかったら、この2,400の件数はとれないと。それには、多額の莫大な税金を投資をしなければできません。そうすると、財源がなければ公共下水道を広げることもしないし、基数を増やすこともできないと。そうかといって、下水道事業を中止をするわけにもいかんのでしょう。今、毎年2億円ずつ繰り入れをしているわけです。2億円の繰り入れをやめたら、下水道の使用料を4倍に値上げをしなければならぬと。こうなると、現在下水道を使用しと

る人たちはだまされたと、こうなるんです、4倍も。これはもうちょっと無理です。そうしますと、下水道の使用料も値上げができず、半永久的に2億円は一般会計からもう毎年繰り入れをせざるを得んというのが下水道の今の特別会計の状況です。まさしく破綻をしています。ですから、下水道をバラ色に描き、推進してきた町役場の責任が問われることになるんでないかと、こう思うわけです。それで、もうあらゆる比較を今までしてまいりました。この点では、事業費56億円のうち、下水道は借入金で23億円でしょう。借入金の利子が4,000万円、一方合併浄化槽というのは平成26年度から30年度の5年間で事業費はわずか1億1,000万円使って、新設が602基、転換85基で合計687基、浄化槽の普及率は52.3%、こう考えると、財政が厳しいとか、ないからと言いながら、政策的な必要なところにお金が回らないということが最大の原因でないかと思えます。

そこで、町長にお伺いします。

今、私は毎議会、議会報告を町民の方々に届けています。私の議会報告を読み、公共下水道事業より合併浄化槽に切りかえるべきだという町民の方が多く増えました。町民の多くの皆さんが望んでいることを立証するためには、役場に公共下水道は中止せよと、40件の電話があったら町民が多数望んでいると、こういうことで立証されるんですかどうか、そしてそのことによって、下水道事業は中止をするかどうか、この点少し町長にお尋ねします。

○議長（森彪君） 副町長でもよろしいですか。町長に聞きたいんですか。

奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

まず、下水道事業を中止というか、ちょっとやめて合併浄化槽の普及対策もせなというような内容の御質問だったと思いますけれども、まず下水道と合併浄化槽により汚水処理施設を整備して、汚水処理人口普及率を上げることはもちろん行政の使命であることは再々林議員さんの御質問にお答えしてまいりました。

そして、汚水処理対策としまして、浄化槽設置整備事業を平成2年度から現在まで事業採択をして現在新設、また転換と進めてきているのも事実でございます。下水道事業から漏れた区域については、議員さんの御指摘のように合併浄化槽の推進に努めているところでございますけれども、今後住民の方々の負担を軽減するためにも、今現在5年間の合併浄化槽の事業を進めております。これが来年度新たな5

年計画の改修に、計画に入るような時期でございますので、何度も申し上げておりますけれども、平成13年度から合併浄化槽に義務づけられておるということを申し上げてまいりました。そして、今回の5年計画では新設補助をやめて、その分を合併浄化槽の転換のほうに回していきたいなあと、これも何度も申し上げてまいりました。こういう形で、町民の皆さんの負担を軽減するような形で考えていきたいと思っております。そして、汚水処理施設の普及状況の指標である汚水処理人口普及率を藍住町も上げていきたいと、かように思っておりますので、御理解をいただけたらと思っております。

○議長（森彪君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） 答弁をいただきました。40件の電話の件については、回答をいただけませんでした。

それで、副町長の2人制を廃止をして1人制にしてほしいと、こういう通告をしています。それで、実は会計年度の任用職員制度で、現在フルタイムで働いている職員はパートタイムに切りかえるのではなく、フルタイムで雇用することを私たちは強く要望いたしました。ですけど、答弁では15分の働く時間差でパートに切りかえると、仕事の中身が同じなら、権利もお金も皆同じです。人間の平等からして当然のことです。フルタイムという雇用は当たり前なんです。だが、私たちの要望は受け入れられませんでした。私はそういうことから、現在副町長は1人でいいのではないか、これは町民多数の声です。文化ホールの大きな事業も終わりました。徳島県内の他町で副町長2人制の町はありません。副町長1人制にすれば、1,000万円の財源が生まれます。今、町役場で働く職員数は362人です、臨時入れて。そのうち、臨時職員は153人で4割を占めているわけです。この臨時職員の皆さん方が町役場で働かなかつたら、藍住町の行政はストップをすると、こう思うんです。私どもはストップはさせたくありません。ですから、副町長を1人制にしても、優秀な課長の皆さん、職員の皆さんがたくさんおいでになりますので、副町長1人欠けても業務は邁進すると、こういうふうに思います。1人制にして、臨時職員の賃金を大幅に引き上げると、働きがいのある町役場にしていって、労働条件の改善に費用を回すべきだと、こういうことを強く求めます。

それで、今までずっと私は一般質問に立ってきました。町民の多くの皆さんが望んでいるのは、今仕事も暮らしも大変だと、国民健康保険税も高い、介護保険料も

高い、何とかしてほしいと、ですから暮らしに直結する、関係する、そういう施策をもう少し議会の中で議論ができる、提案ができる、そして、それを積極的に受けとめていただくと、こういうことが必要でないかと思います。取り分け、公務員の方は一部の奉仕者でなく、全体の奉仕者なんです。全町民に対する奉仕者なんです。ここが強く求められているんでないかと思います。このことから、財政の使い方は多くの町民の皆さんに税金で還元をしていくと、こういう方向に切りかえることが必要だと思います。学校給食費の半額負担、これも北島町とか板野町では実施されてます。災害が起きたときに、町民の避難場所として大切な施設である学校や体育館のトイレの洋式化、これなんかも急がれていると思います。ですから、こういうことで今の藍住町が当面抱えてる問題を真摯に議論をしていく、こういう議会であってほしい。そして、それを積極的に受けとめてほしいと、こういうふうに思います。取り分け、議員定数の問題ですが、議会の役割というのは町政の監視役、チェック機能がなければだめだと、こう思うわけです。やはり、町民の皆さんの声は多種多様なんです。ですから、それぞれの方の意見が代弁される議員が必要だというふうに思います。副町長1人制については答弁がなかなかできないと思います。

私はこの4年間、町民の皆さんの要望、願いを直接議会へ届けてまいりました。理事者の皆さんも、積極的に私の提案に答えて議論もしていただきました。理事者の皆さんにもありがたく思ってます。議員の皆さんにも大変お世話になりました。

町民の皆さんも御一緒にこの藍住町をよくしていくために、我々議員の仲間と力を合わせて頑張っていきたいと、大変お世話になりました。これで終わります。

---

○議長（森彪君） 次に、9番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので、一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、高齢化対策について伺います。

本町における高齢者の具体的実態について伺います。65歳以上の人口と高齢者の単身世帯は何件あるか。藍住町総合計画において、高齢者福祉、介護の充実として、高齢者が地域で生き生きと安心して暮らしていけるように、また要介護状態になっても安心して地域で暮らしていけるよう、福祉介護サービスを充実させるとの

ことですが、具体的な取り組みはどうしているか、伺います。

次に、認知症の実情と対策について伺います。

平成30年12月末での要支援、要介護認定者数は1,424名で、そのうち940名が認知症の判定を受けているとのことでしたが、現在の状況はどうなっているか。また、各地区の老人憩の家で実施しているいきいきサロン、4地区で実施しているいきいき百歳体操、脳の健康教室、元気になれる運動教室なども認知症予防普及啓発の一環として取り組みを行っているとのことですが、具体的に参加人数と取り組みについて伺います。

世界保健機関WHOでは、難聴が中等程度の早い段階から補聴器を使用することを勧めています。また、日本耳鼻咽喉科によると、できるだけ早期から補聴器等を使用し、聴力低下の影響を回避、軽減するとのことであるが、町の検診において聴力の検診はしているか。また、早い段階から補聴器使用の重要性について、どう考えるか。補聴器は高額である。全国の自治体では、補聴器購入助成制度をつくった市町村もあるが、本町の考えを伺います。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） それでは、小川議員さんの御質問のうち、支援が必要な高齢者と補聴器の公的助成について御答弁をさせていただきます。

今、65歳以上の高齢者の人口についてという御質問でございましたが、今、手元に資料を持っておりませんので、また後で答弁をさせていただけたらと思います。

現在、資料要求でいただいておりますように、高齢者で独居世帯の方は町内525人おいでになるところでございます。このような支援が必要な高齢者世帯やひとり世帯への暮らしへの対応といたしましては、民生委員さんが町内に45名おられます。それぞれの地域で見守り活動が行われておるところでございます。また、町の支援といたしましても、緊急時に迅速かつ適切な対応が図られる緊急通報装置設置事業や町内の徳島新聞専売所や藍住郵便局などの間で高齢者の見守りを行う協定の締結、軽度生活援助事業の実施等によりまして、支援を行っておるところでございます。

今後、高齢化の進展に伴い、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者も増加していくと思われる中、現在の取り組み効果を検証しつつ、生きがい対策や健康づくりを含めて支援をしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、補聴器の公的助成について御答弁させていただきます。

現在、本町では高齢者に対しての補聴器購入の助成は行っておらないところですが、障害者総合支援法に基づきます補装具としての支給事業を実施いたしております。この制度では、年齢に関係なく、聴覚障害の身体障害者手帳を取得している方が対象となります。12月1日現在、これまで65歳以上の利用者の方が179名、本年度におきましては新たに13名の方が申請されたところがございます。利用者の方は、障害の程度や所得により異なりますが、上限額の1割で補聴器を購入することができる制度となっておりますところがございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） ただいま小川議員さんの高齢化対策のうち、認知症対策について、いきいきサロンの現状、それといきいき百歳体操について、それと補聴器に関する検診での対策について御答弁をさせていただきます。

藍住町におきましては、令和元年9月時点で65歳以上の高齢者8,380人のうち、990人、11.8%の方が認知症の判定を受けております。認知症は早期診断、早期対応が重要であることから、地域包括支援センターでは初期の段階から医療機関、介護サービス事業所等と連携をし、適切な支援が行えるよう取り組みを進めております。予防対策としては、有酸素運動、知的活動の習慣化、社会参加によるコミュニケーション等が効果的であるとされていることから、町では元気になれる運動教室、能力アップ教室、脳の健康教室等を行っております。

また、地域においては9か所の老人憩の家でいきいきサロンを開催しており、年間延べ約1,000人の参加のもと、運動指導士や理学療法士による講話や体操講習などを行っております。さらに、町内4か所でいきいき百歳体操を行っており、県理学療法士会の協力をいただきながら、週1回程度、腰かけた状態での筋力アップ体操や体力測定等を行っております。人数につきましては、いきいきサロンにつきましては、先ほどお配りしておりますいきいきサロンの中で、平成30年におきましては参加延べ数が1,032名、開催が102回、講習、講演会につきましては、開催回数が54回、参加延べ数が627名、あといきいき百歳体操につきましては、平成30年度で参加人数が平均15名から20名の方が毎月実施場所で4回、4か所の場所で実施をしております。あと、能力アップ教室におきましては、平成

30年度で参加延べ数が457名、脳の健康教室におきましては、平成30年度で414名の方が利用されております。

以上、簡単ですが、御説明にかえさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 答弁をいただきましたので、再問いたします。

先ほども答弁がありましたが、徳島県内の理学療法士でつくる県理学療法士会は、高齢者の介護予防に2016年度から全身の筋力アップに効果のあるいきいき百歳体操の普及に力を入れている。会員が公民館や集会所に出向き、老人会などで活動して継続できるサポートをする。19市町村の397か所で行われているとのこと、本町においてもそのような方の、理学療法士の方の協力を得て実施しているということでありました。どのように取り組んでいるのか、詳細の説明をお願いします。

それから、いきいきサロンについては、30年3月まで月1回開催で延べ1,032名の参加、脳の健康教室が21回で414名の参加、能力アップ教室が40回開催で延べ434名の参加、いきいき百歳体操は町内2か所で毎週1回開催して毎回15名前後の参加とのことですが、先ほどの答弁によりますと、過去5年以内ほとんど人数も変わっておりません。特に、いきいき百歳体操については理学療法士の先生でつくる県理学療法士会が非常にバックアップしていると聞きましたので、やはり、もう少し箇所を増やして開催できないか、伺っておきます。

また、高齢者の支援事業を行っているといういろいろ聞きましたが、これはどのような支援事業を行っているのか、再度伺っておきます。昨年度より、介護保険事業のほうで生活支援事業として社会福祉協議会に委託して整備を進めていると聞きますが、具体的にどのように取り組んでいるか、伺います。

補聴器の補助については、障害者の方には65歳以下の方でも1割負担で行っているということですが、65歳以上の高齢者については前向きな答弁がありませんでした。長野県木曾町では、高齢者補聴器購入補助金として、65歳以上で購入費用を2分の1以内で3万円を上限として補助しています。高額であるので、本当に少しでも補助してほしいとの声が多いが、この件について再度伺っておきます。

○議長（森彪君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 先ほどの小川議員さんの再問にお答えします。

まず、いきいきサロンの現状でございますが、藍住町におけるいきいきサロンは介護予防事業の1つとして、平成15年6月から各地区の老人憩の家において月1回開催して、運動指導士による体操や理学療法士による講習、室内ゲームとかレクリエーション、カラオケなど参加者の意見も反映しながら、誰もが楽しく継続して参加できるよう、地区ごとに工夫を凝らして実施しております。

また、いきいき百歳体操につきましては、藍住町においては従来の介護予防事業に加えて、高齢者の体力や筋力の向上に効果があると言われていたいきいき百歳体操を平成29年度から開始しております。住民の方が自主的に実施することを基本としていますが、定期的に県理学療法士会から専門家を派遣いただき、継続して実施できるよう運動方法の説明や体力指導、体力測定などに協力いただいております。高齢になっても、住みなれた町で元気で生き生きと生活していただくために、介護予防事業を今後とも推進していきたいと考えております。本年度におきまして、いきいき百歳体操を総合文化ホールにおきましても開始することとしております。

それと、先ほどの御質問で補聴器の関係で御質問がありましたので、検診での対策について、町が実施している各種検診につきましては、生活習慣病を予防したり、早期に発見することで重症化を防ぐために行っているため、聴覚については現在は検査の対象とはしておりません。

なお、新生児における聴覚検査については、早期に聴覚障害の有無を発見し、適切な治療につなげる目的で実施しております。

以上、簡単ですが、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） いきいき健康百歳体操について、次から文化ホールですというふうな答弁がありました。これは、私も経験させてもらってましたが、非常に筋力がつくような運動ではないかと思いました。どうか、一人でも多くの方が参加できるようにお願いをいたしておきます。

また、聴覚検査はしていないと、乳幼児だけしているとのことでありましたが、これ高齢者の方はなかなか病院とか行かないので、検査のときにしていただけたらと再度お願いしておきます。

次に、ごみ対策について伺います。

鳴門市クリーンセンターの排ガスに含まれる一酸化炭素濃度のデータが2008

年の操業開始時から故意に測定値操作されていたとのことですが、本町はどのようになっているか。

次に、ごみ減量化に向けた取り組みと過去5年間のごみ収集の推移はどうなっているのか。また、焼却炉の耐用年数は何年か。ごみ集積場におけるカラスやイタチなどの対策はどのようにしているか。金網式のごみ箱でもイタチが侵入、袋を破って生ごみを食い荒らし、中が散乱するようなことが起こっているが、町民から苦情があったときの対応はどうしているか、ごみ出しのサポートを展開している市町村に特別交付税を措置し、それで5割を賄えるようにしていくと高市総務相が表明した。高齢化や単身世帯の増加を背景として、家庭のごみを集積場まで自分で持っていくことが難しい人が増えてきている。また、大型ごみも同じであるが、本町ではどのように取り組んでいるか。神奈川県では、かながわプラごみゼロ宣言として、海洋汚染が今世界規模で大きな社会問題となっています。また、プラスチックごみが小さく砕けてできたマイクロプラスチックが世界の海で確認されています。2018年、鎌倉市由比ヶ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。SDGs未来都市である神奈川県は、これを鯨からのメッセージとして受けとめ、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取り組みとして、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組みますとのことで、プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止、回収などの取り組みを市町村や企業、県民とともに広げていくことで、2030年までのできるだけ早期にリサイクルされない廃棄されるプラごみゼロを目指すとのことですが、本町でのリサイクルされないプラごみ対策はどのようにしているか。

空き地に投げ捨てられたペットボトルや空き缶と車から捨てる運転手のモラルの啓発のための取り組みはしているのか。また、大雨や台風のときに正法寺川の縁には大量のペットボトルやビニール製品、タイヤ、自転車など、このようなものがカヤにひっかかり、これが増水のとときに吉野川や海に流れ、汚染されることが考えられるが、どのように対処しているのか、伺います。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、小川議員さん御質問のごみ対策についてのうち、鳴門市のクリーンセンターにおいて一酸化炭素の測定値が不正操作されているが、本町の現状について答弁をさせていただきます。

本町の西クリーンステーションでのごみ焼却における焼却時に発生する一酸化炭素の濃度の測定数値につきましては、施設建設時よりCO系測定器が設置されており、常時測定をし、監視をしております。また、第三者機関により、毎年1回測定を実施しており、施設の基準値は1時間平均値で100ppm以下であるのに対し、昨年度の測定値は44ppm、本年度の測定値は10ppmであり、本町の西クリーンステーションでは基準内の数値であります。今後も、安全で適正な管理運営に努めてまいります。

次に、ごみ減量化に向けた取り組みについての御質問につきましては、本日議席に配布させていただいた資料をごらんください。過去5年間のごみの推移でございます。

まず、ごみ排出量は人口が増加している中、おおむね横ばいで推移をしており、町民の皆様にごみの分別や減量化をお願いをし、御協力いただいているおかげであると考えております。

ごみ減量化については、具体的にはごみ分別の徹底による古紙類、古着類、空き缶、ペットボトル等の資源回収による資源化の推進に御協力をいただいていることが減量化の一番の要因となっております。また、ごみ減量化の取り組みについては、広報やパンフレット等による啓発、3Rの推進、再使用の促進、マイバッグ持参の推進、藍住町PTA連合会による資源ごみリサイクルキャンペーン、生ごみ処理機の普及等に努めております。今後もさらに啓発活動によるごみ減量に努めてまいりたいと考えております。

次に、焼却炉の耐用年数についての御質問につきましては、本町のごみ処理は西クリーンステーションで年間約8,000トンの焼却処理を行っておりますが、昭和57年に竣工をし、建設後37年が経過をしております。焼却場の耐用年数につきましては、コンクリート系の建築物の耐用年数は、基本的に50年になっていることに加え、平成22年度には耐震並びに補強工事を実施していることから、建物に関しましては50年以上の使用に耐えることができると考えております。また、焼却設備や機械設備についても年次的に改修し、約20年は耐用可能であると考えております。

次に、ごみの集積場における鳥、動物等の対策についての御質問につきましては、ごみかごに侵入してくる動物や鳥の対策といたしましては、要望等があった場合、現地確認をさせていただき、必要があれば侵入箇所にも網目の小さなものを張ること

で改善をさせていただいております。

また、ごみかごが設置されていない場所につきましても、要望等があった場合、ネットを貸し出し、なお、ごみかごの新設時や取りかえ時には動物が侵入しないように網目の小さなごみかごを提供し、対策を講じております。

次に、高齢者や障害者でごみ出しができない人の対策についての御質問につきましては、本町のごみの持ち込み困難な方への現状は高齢者、身障者世帯については西クリーンステーションへの電話等による粗大ごみの事前申し込みにより、受け付けを行っており、65歳以上の高齢者、身障者のみの世帯であることの確認をし、収集職員が自宅まで回収に伺うこととしております。

次に、通常のごみ出しにつきましても、民生児童委員さんの確認により、戸別収集申請書を提出をしていただければ、個人宅前に出していただいたごみを回収しに伺うこととしております。また、小川議員さんからの御要望である高齢者や障害者のごみ出しが困難な方に対してのごみ出しの支援については、先日、総務省で発表された市町村への財政支援を検討する旨の報道がなされておりましたが、今後国の動向を注視してまいります。

最後に、プラスチックごみ、ペットボトル等についての御質問でございましたが、地域のごみ集積所に指定日以外で出しているごみや集積場所でないところへの不法投棄もたくさん見られます。ごみ回収の徹底を周知する必要があると考えておりますので、今後もさらに啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

また、現在プラスチックごみについては、世界的に海洋汚染が社会問題となっており、小川議員さん御指摘のプラスチック類の削減については、今後も他の自治体の動向を見守りながら検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） 小川議員さんの質問に対しまして、正法寺川につきましては、正法寺川を考える会が毎月第2日曜日に環境学習を兼ねて清掃活動を行っており、中央クリーンステーション周辺の一部は全町一斉清掃に合わせ、町職員が清掃しております。また、神蔵団地付近でも一部で住民の方による清掃活動が行われております。

御指摘の台風などによる増水時における小段等への漂着ごみ、不法投棄などがあ

れば管理者である徳島県東部県土整備局河川砂防整備担当へ連絡の上、対応をお願いし、吉野川本線への流出防止を図るとともに、環境課などにおけるポイ捨て防止看板などを利用し、必要に応じた啓発を行いたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 答弁をいただきましたので、再問いたします。

先ほど、鳴門市の問題について、本町では測定値は基準であるとのことでありましたが、これ鳴門市でも一応測定値は基準ということを出していたと思うんですけど、やはり町だけが出すのではなく、第三者機関とかに検査はしているのか、伺っておきます。

それから、ごみ減量化に向けた取り組みについて伺いました。5年間の推移はほぼ横ばいで、人口が増えた分を合わせると、減少しているとのことでしたが、引き続き減量化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、昨年度の資源ごみ、アルミ缶、スチール缶、自転車、段ボール、新聞、雑誌、紙パック、古着、ペットボトルはどのぐらいの収入があったのか。先ほど、高齢者のごみ出しに対しても答弁がありました。上板町でも、21年春から家庭ごみを所定の集積場に持ち込むのが困難な高齢者や障害者を対象にした戸別収集を始める、また希望があれば一定期間ごみを出さなかった世帯の安否を確認するサービスの導入も検討するとのことでありました。先ほども郵便局や新聞配達の方と提携を結び、そういう見守りをしているとのことでありましたが、そういうごみ出しに対しても安否確認ができないか、伺っておきます。

また、正法寺川周辺の大量のごみにつきまして、先ほど答弁がありました。ゆめタウン側のほう、奥野からゆめタウンのほうは年に1回か掃除がシルバーの方で依頼されて、されておりますので、ほとんどごみはありません。しかし、千鳥橋から応神のほうの境にたくさんの漂着物が流れております。先日、正法寺川を考える会の方が南側のほうは拾ってくれてきれいにしてくれております。しかし、応神のほうはほとんどそのままの状態、先日聞こえたんかどうかわからんですけど、作業をされておりました。ダンプカー1杯以上のごみ、自転車とか布団とかたくさんの粗大ごみが機械によって上げられておりました。やはり、これは今はもう台風とか大雨がないので心配ないんですが、夏にかけては海に流れていく可能性があると思

います。一応、町内の管轄ではないということにもなりますが、応神と連携して、徳島市と連携して積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） 小川議員さんの再問について、まず鳴門市のごみの不正操作の関係での第三者機関での調査をしているかについてのことでございますが、先ほども答弁をさせていただきましたが、第三者機関によって毎年1回測定を実施しており、昨年度の測定値が44ppm、本年度の測定値が10ppmであったということでございます。

次に、資源ごみの収益については、資源ごみの収集の主なものにつきましては、昨年度の実績であります。アルミ缶35万7,825円、スチール缶6万7,591円、自転車1万8,630円、段ボール238万4,640円、新聞紙395万2,692円、雑誌211万9,932円、紙パック2万3,112円、古着3万8,103円の収益となっております。また、ペットボトルにつきましても、選別等の経費が掛かってはおりますが、日本容器包装リサイクル協会からの拠出金として172万2,843円の収入がございます。

続いて、上板町の今日新聞に載っておりました戸別収集での安否確認の再問であったと思いますけれども、これにつきましては、高齢者世帯の戸別訪問におきまして、収集職員が特に気をつけるよう、今後配慮をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 次に、子育て支援について伺います。

最初に、保育所の待機児童対策について伺います。12月10日の徳島新聞に県内待機児童20人増、10月209人、受け皿整備追いつかずとのことで、ゼロ歳児から2歳児が9割を占めているとのことですが、本町の待機児童の数と来春の見込み人数は何人か。10月から消費税が上がり、その分を子育て支援に回す政策として保育料全てが無料になると思っている方も多い。本町も他町村に先駆けて、子育て支援充実の町として、2人目が半額、3人目が無料としているが、3歳から無料になるので、その浮いた分をゼロ歳児から2歳児に回し、無料にしてはどうか。

板野町では、県内でいち早く全ての子供を対象にした保育料無料にするなど、子

育て支援策を充実している。また、給食費にしても、板野町や北島町では保育所、幼稚園、小・中学校の給食費を半額補助するなど、子育て支援を積極的に進めているが、本町においても補助を検討してはどうか。

次に、学校給食の食物アレルギーについて伺います。

町内学校におけるアレルギー対応給食が必要な人数と事故はなかったのか。平成24年に調布市で起きた死亡事故以降、国や県は対応マニュアルを改訂しているが、本町において食物アレルギー対応の手引きはしているか。

次に、放課後児童クラブの実情と対応について伺います。

資料をいただきましたが、13クラブで592人と去年の573人より増えて、年々増加しており、このままの状態では人数がオーバーし、教室不足になると思われるが、その対応をどうするか。

また、児童館自体も雨漏りやいろんな箇所の劣化があります。外で遊ぶ遊具も劣化がひどく、危険な箇所もあります。子供たちの居場所づくりや外で伸び伸び遊ぶ環境をつくるべきと思いますが、どうか。また、遊具を充実できないか、たくさんの子供を預かる児童館の耐震工事はできているか、伺います。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） 小川議員さん御質問の子育て支援について御答弁させていただきます。

まず、保育所の待機児童対策についてでございますが、現在町内には6か所の認可保育所がございます。本年度4月時点では、待機児童はゼロでございましたが、10月からの保育の無償化などの保育所の利用ニーズの高まりによりまして、12月時点での待機児童は先般の新聞報道でもありました国の算定基準においては藍住町は9人でしたが、求職活動中の方、また育児休業中の方などを合わせますと、ゼロ歳児を中心に待機児童は約70名となっておりますのでございます。

今後、町といたしましては、既に国の内示をいただき、令和3年4月開園予定の第2ひまわり保育園、またさらに新たな民間保育所の新設並びに増設といった民間活力の導入によりまして、また定員の弾力化もあわせ、できる限り待機児童ゼロに近づけるように努力してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、保育料についてでございますが、本年10月から3歳から5歳児は全世帯、ゼロ歳児から2歳児は住民税非課税世帯が保育料が無償化となりました。

このため、保育料を負担していただくのは現在ゼロ歳から2歳児の課税世帯の方で、藍住町保育所利用者負担額表に応じた金額を負担していただいております。

なお、議員さんの御質問の中にありましたように、同一世帯で18歳未満の子供が3人以上いる世帯の3人目以降の無料化、また同一世帯での2人以上子供さんがいる保育所、幼稚園を利用している場合の最年長の子供順に2人目が半額、3人目以降は無料となる制度、これについてはそのまま現在適用とさせていただいておりますけれども、完全保育所全て無償化というところに関しましては、先ほど申しましたゼロから2歳児の保育料の金額を全て無償にするということになりますと、やはりかなりの財政的な負担も発生するというふうに考えられますので、今のところすぐに取り組んでいくというようなところは考えておらないところでございます。

続きまして、保育所の給食費についてでございますが、国の方針でこれまで施設給付の中に含まれておりました給食費につきましては、3歳児について原則負担していただくこととなりました。この制度改正によりまして、11月末時点ではございますが、認可保育所及び広域入所を含めると、3歳児で116名の方が給食費を今負担していただいております。町といたしましては、保育の無償化が実施されるに当たりまして、町単独事業として多子世帯の給食費の助成を行うなど、保護者の負担が増えないように取り組んできたところでございます。

なお、給食費を全て無償化した場合は、保育所だけではございますが、年間約765万円の財政負担増が見込まれるところでございます。よって、町単でどこまで実施するかにつきましては、先ほどの保育料とあわせて慎重に見極めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、放課後児童クラブの現状と対策についてでございますが、現在町内の放課後児童クラブにつきましては、町の社会福祉協議会に委託し、5か所の児童館、13クラブを開設しておるところでございます。利用児童数につきましても、13クラブで592の方が利用いたしておりまして、職員につきましても、1クラブ2人の配置基準をもとに総数35人の職員で運営させていただいております。

現状といたしましては、学校の長期休暇の期間以外、学童におきまして待機児童もなく運営できておるところでございます。よりまして、今後は利用者の利用ニー

ズの動向を見ながら、定員の弾力化等によりまして、待機児童が出ないように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、児童館の老朽化等の対応ということでございますけれども、建設以来年数がたっており、かなり各児童館は老朽化しておるところでございます。その都度、児童館より不具合の連絡があるたびに小規模な改修におきましては児童館のほうの社協の管理費のほうで、また大規模な補修につきましては、町の一般会計のほうで補修対応をして改修をさせていただいておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 小川議員さんの子育て支援についてのうち、学校給食の食物アレルギー対策について答弁をさせていただきます。

食物アレルギーがある児童・生徒の把握については、保護者から提出されます医師の診断書、食事療法の指示書、また学校生活管理表を提出していただいております。また、年度当初に実施しております個人懇談や家庭訪問において、保護者から聞き取りも行っております。

何らかの食物アレルギーを有する幼児、児童・生徒数でございますが、保育所については町立保育所で7名、幼稚園11名、小学校135名、中学校71名となっております。その対応といたしまして、現在のところ、給食においては卵と牛乳の除去食を実施しております。その対象となる人数は、保育所で7名、幼稚園で10名、小学校20名、中学校8名となっております。除去食等の提供に関しましては、担任と調理室、また保護者とが情報を共有しながら、使用する材料や除去食の内容を献立表などを保護者にも配布いたしまして確認し、危険がないよう情報を共有しながら、安全な給食を提供できるよう最善を尽くしております。なお、除去食等で対応できない子供たちに関しましては、お弁当を持参していただいております。幼稚園で3名、小学校で9名、中学校で1名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 幼稚園、小学校での給食費の負担について、答弁がありませんでしたが、よく理事者の方は近隣の市町村を参考にしてというようなこと

を言われますが、隣の板野町や北島町では半額補助をしております。早急に検討していただきたいと思います。

それと、児童館の耐震についても答弁がありませんでしたが、やはりこれはできていないのであれば、子供たちの命を守るための施設でありますので、早急に対応していただきたいと思います。

次に、町内の舗装について年次計画はできているか、また町民の要望もたくさんあると思うが、全ての要望は対応できないと思うが、どのように計画しているか、年間の舗装費用は幾らか伺います。

次に、小・中学校の通学路の歩道対策について、学校やPTAからの要望に対してどのように対処しているか、町道江ノ口新居須線の歩道改良について、現在工事が終わったところは拡幅され、フラット構造になり、通学しやすくなったが、まだまだ狭く段差があり、通学しにくいところもあるが、今後どのように計画しているか伺います。

○議長（森彪君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） 小川議員さんの御質問に対し、まず道路舗装につきましては、年度当初に舗装要望箇所の取りまとめを行い、現地調査の上、優先順位を決めて工事を発注しております。

本年度の要望箇所は、前年度からの未施工分も含め31件あり、うち13件については完了しております。本年度の年間の事業費につきましては、手元のほうにお配りした資料の中に入っておりますので、御確認ください。

なお、道路は交通量、舗装施工後の経過年数などの個々の要因により傷みの程度が違っており、長期的な計画による施工は困難でありますので、毎年度現地調査の上、優先順位を決めて実施してまいりたいと思います。

次に、小・中学校の通学路の歩道対策でございますが、本町の通学路の安全対策につきましては、教育委員会、小・中学校、徳島板野警察署、東部県土整備局、建設課等をメンバーとする藍住町通学路安全対策推進会議を開催し、現地調査を踏まえた上で必要な対策を検討しております。昨年度は、転落防止柵や北小学校から通学路の舗装等、要望に応じて実施いたしました。今後通学路につきましては、関係機関と連携し、遅滞なく実施していきたいと考えております。

次に、町道江ノ口新居須線歩道改修の計画についてであります。

本年度は、昨年度に施工した江端の西側にて、施行延長約40メートルを先月、工事発注しております。今後とも着手可能な箇所から引き続き実施していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 答弁によりますと、なかなか要望に対する舗装ができていないということでありました。

歩道について、町道の舗装は年間2,000万円前後の予算ということでありましたが、これは開発に係る路線延長では、平成28年度が20件、29年度が15件、30年度は18件となっておりますが、20年前から比べると、新しい団地がたくさん建ち、団地内の道路も町道として認定しているので、その道路も大分傷んでおります。やはり予算をもう少し増やし、町民の要望に応えるように対応できないか、これは奥田副町長にお願いいたします。

○議長（森彪君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、小川議員さんの道路舗装につきましての再問について答弁をさせていただきます。

先ほど担当課長より舗装計画等につきまして答弁をさせていただきましたけれども、老朽化した道路、また土地開発に伴う水道工事跡において、高齢者や子供が転んだり、二輪車がハンドルをとられるような状況の道路につきましては、道路管理者として早急に修繕の必要があると認識をいたしております。

御質問の予算の増加ということでございますけれども、簡易舗装につきましては、今年度3,000万円の予算を計上させていただきました、年間約3,000メートルほどの修繕の舗装を行っております。本年度は先ほども申しましたけれども、幹線道路の年次計画や地元要望箇所を100%施工できていないのが現状でありますけれども、今後インフラ整備に要する費用は絶対不可欠であると考えておりますので、予算につきましては今後精査をまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 町民のいろいろな問題点を聞くべく4年間取り組んでまいりました。まだまだいろいろ質問もできなかった面もあります。また、今後とも一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森彪君） 以上で午前の質問は終わりました。

1時から、昼からは始めますので、お願いいたします。

午前11時58分小休

午後1時再開

○議長（森彪君） 午前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、7番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。

西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 議長の許可を得ましたので、ただいまより令和元年12月議会今期最終の一般質問、テーマとしている教育、福祉、環境、男女共同参画社会の実現、藍関連事業について始めます。理事者には簡潔明瞭、そして前向きな答弁をお願いをしておきます。

それでは、通告書の教育事項から。

子供の携帯電話、スマートフォン、スマホでの被害の急増について。

この種の内容は過去に何度も視点を変え、本町の実態やその取り組みについて質問し、答弁として、学校では携帯やスマホの安全教育を開催、学習啓発を行い、また個人面談など様々な機会を捉え、保護者に適正な使用を呼びかけているとのことでした。しかし、子供を取り巻くネット環境の急激な変化の中、スマホ依存やSNSでの誘拐容疑事件、性犯罪に巻き込まれる事例が次々と起こり、徳島県においても中高生が被害に遭い、県警によると、中学生は2017年に2人だったのが、本年10月末現在は21人と10倍になっており、何とかしなければの思いです。

本町の携帯電話、スマホを持っている割合は、過去の調査では全国平均を上回っていましたが、現状はいかがでしょうか。まずお尋ねをいたします。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 西岡議員の携帯、スマートフォンに関する質問にお答

えいたします。

まず、現状というお話でございましたけれども、今回急なことできちんとしたアンケートをとっておりませんけれども、例えば東小学校の例で言えば、低学年が3割、1、2年生です。3、4年生が5割、5、6年生が7割、そして東中学校の例では8割、ほぼです。そういうぐあいの所持率で、実は私の予想も上回っております。これは全国平均を上回っているものと思います。

携帯やスマートフォンを介しての被害が今頻繁に報道されておりますけれども、議員の御質問にありますように、携帯、スマホ、あるいはゲーム機の問題というのには幾つかの側面があります。依存の問題、これは学業への悪影響とか不登校につながる問題として今現在でもかなりそういう例があらわれています。それからもう1つは、今おっしゃられました子供が被害者になる、あるいは加害者になるという側面であります。これに関しましては最近のよく報道に出ておりますように、いわゆる出会い系サイトであるとか、SNSを通じて不特定の人と交流して誘拐等の被害に遭うといったようなことがありますけれども、今のところ町内では報告されておられません。しかし、予断を許さない状態にあるというふうに認識はしております。

加害というのは何かと申しますと、例えば友人や知人への誹謗中傷をネット上に上げるであるとか、それから自覚のないままに知人や自分自身の個人情報などをネットに上げてしまうという例でして、これは本県でも数件報告されております。しかし、まだほかに確認できていないものもあると推測をしております。

以上でございます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） お答えをいただきました。依存の問題はかつて不登校への問題にもなっているということをお伺いしたことがあります。子供が被害者、加害者にならないような施策、これも必要ということも以前お聞きをいたしました。

徳島新聞で、性暴力に関する記事が12月1日からシリーズで掲載され、「SNS搾取の温床に狙われる少女」の記事があり、教育長も読まれたのではと思います。その中に、徳島県警によると県内の2019年の被害は10月末現在で32名、高校生11、中学生21人で、2018年の15人から倍増、そのほとんどが児童買春、ポルノ禁止法違反や淫行などの青少年健全育成条例違反に巻き込まれたとありました。また、この種の犯罪は年齢が低いほど警戒心が薄く、被害に遭いやすいと

言われています、性暴力被害の低年齢化を裏づける内閣府の調査、無理やり性交された経験のある女性が被害に遭った時期について、小学校入学前と小学校時期で約15%が被害に遭い、中学生5.7。この数字を聞き、どう思われますでしょうか。今まで以上の取り組みが早急に必要と考えます。

○議長（森彪君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 西岡議員さんの再問についてお答えいたします。

今お話が出たような件につきましては、基本的には家庭など学校外での行為に起因しております。それで、学校での把握が非常に難しい状況があります。したがって、家庭の責任において子供を守ることが原則だと考えます。しかし、学校としては子供を取り巻く危険を見過ごすことはできませんので、次のような対策を講じておるところです。

まず、小学校5年生から中学生までは、少なくとも年1回外部の専門家を招くなどをして指導を行っています。学校によっては全学年に指導している例や、学期ごとに指導を行っている、機会を持っているという例もあります。それ以外にも学級や学年ごとに教師による指導を繰り返しています。

保護者啓発としては、各校とも文書や様々な資料を配布して啓発を行っているほか、個人面談等の機会を通じて注意を喚起する場合もあります。

また、問題が低年齢化していることを踏まえて、昨年度は町教委主催で各小学校で入学する児童の全ての保護者が集まる機会を捉えて講演会を行っており、これは今年度以降も継続する予定でございます。

また、実は子供を取り巻く大人が、社会が考えるべきことは、単に携帯やスマホの使い方ではないと考えます。最近報道された女子中学生の誘拐事件では、生徒たちは当初は自分自身の意思でついていったというような報道もなされています。子供自身の日常生活を見直し、ストレスマネジメントについて、家庭はもちろん学校もともに考えていって、一人一人の子供が不安のない充実した生活を送れるようにすることが根本的な解決にとって不可欠であると考えています。

今後とも家庭啓発を進めて、学校での指導も充実させていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

● 7 番議員（西岡恵子君） 御答弁をいただきました。

学校内でなく学校外で行われる、そして友達もいない、携帯の中で誰かとつながっている。本当に闇の部分での事故ということで、子供たちは不安というか警戒心なく、何となく巧みな大人の言葉に誘われて、警戒心なくそのところに入って行って、もうすっかり心を奪われているというのが今の現状のようでございます。

やはり教育長さんがおっしゃったように家庭の問題ではありますが、やはり専門家の指導を仰ぐ、それでそういうことを共有する、学校全体あるいはクラスのお母さん方を招いてそういう話し合いをしてもらおうということをしなければ、なかなかこの問題に取り組む、特に藍住町は核家族です。子供との対話も少ないと聞いております。そんな中で子供たちが次々に被害に遭っている。この現状を本当に真剣に学校現場で、あるいは学童、子供たちがほとんど学童に行っておりますが、そういうところと連携をしながら専門家の指導、関係機関で子供たちを守る、早急な対応をお願いをしておきます。

私も SNS、ネットを開いてみました。そうしたら、さみしいとか、どこかに行きたいとか、もうどんどん出てきます。えっ、て思うぐらい。こういうことを全部子供たちが発していくもんですから、それに対して大人たちがそれにアクセスしていく、そして事件につながっていく。近所のおばちゃんやおじちゃんが登校、下校の行き帰りにおはようとか、気をつけて帰りよと言ったらいぶかしげに見る子供たちが、ネット上では全然警戒心なくそれをやっていくということが危ないと思います。

是非是非子供たちの未来、この問題は心の傷、その回復にとっても時間がかかります。先ほど教育長さんが言われたように加害者、被害者にならないような、そういう子供たちとして成長していつてもらいたいと、是非取り組みを早急にしていく、いろんな取り組みをしていただきたいと、くれぐれもお願いをしておきます。

続いて、福祉事項、子育て世代包括センター開設についてお尋ねをいたします。

この事業は昨年 1 2 月のこの議会において、本町の現状を踏まえ、安心して妊娠、出産、子育てできる町を目指し、子育て世代包括支援センター、藍住版ネウボラの早期開設を提案したところ、子育てするなら藍住町でとの高橋町長の考えもあり、早期に取り組むと決断された経緯があります。

今議会の提案理由で町長から説明を受けたところですが、今後のスケジュール、

内容等について、いまして具体的に説明をお願い申し上げます。

○議長（森彪君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 西岡議員さんから子育て世代包括支援センターの開設につきまして御質問がありましたので、御答弁させていただきます。

全国的に核家族化が進み、さらに地域のコミュニティーが希薄になる中、出産や育児に不安を抱く方が増えてきており、これが少子化の一因にもなっていると言われております。

藍住町では出生数も多く、様々な子育て支援に取り組んでおりますが、一層の充実を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目的に、子育て世代包括支援センター、愛称リボンを令和2年1月6日に開設いたします。この子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまで専門的な知見と当事者目線を大切にし、様々な関係部署や関係機関と連絡調整を行い、センターに行けば何らかの支援につながる情報が得られるワンストップ拠点としての機能を持たせます。設置場所は、妊産婦や乳幼児とのかかわりが深い保健センター内とし、保健師や助産師等が常駐し、妊娠、出産、子育ての相談に対応いたします。1月からは保健センターから妊娠届や母子健康手帳交付事業を移管するとともに、よりきめ細やかな情報把握を行う電話相談事業を拡充し、4月以降は養育支援会議や産前産後サポート事業、産後ケア事業などの新規事業に取り組んでまいります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁をいただきましたので、再問をいたします。

本町は核家族化、コミュニティーが希薄化。この子育て世代包括センターの役割は大きいと思います。

今の御答弁のとおり保健師さんや助産師さんの専門職の配置、電話相談の拡充、4月からの本格始動には、養育支援会議や産前産後サポート事業、産後ケア事業の取り組みなど、万全な体制との印象でございます。切れ目のない保護者目線に立つてのこの支援体制、核家族世帯が多い本町で、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり、また不安を1人で抱え込まない体制づくりほか、藍住町ならではの子育て世代支援センターを期待をしております。

この事業は、町長の言われる「子育てするなら藍住町」になり、少子化対策につながり、住みやすく暮らしやすい町となり、人の定住化になると考えます。本町発展の核になる事業だと大いに期待をいたしております。

ほかに補足的説明がありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（森彪君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 西岡議員さんの再問にお答えいたします。

今後町といたしましては、産後ケア事業を含め、母子保健事業の一層の充実を図っていくため、これまでの事業に加え、妊娠32週以降及び産後2週間から1か月以内の電話相談、授乳相談、支援の必要な方に対する養育支援会議の開催など、新たな事業が展開できるよう準備を進めているところであります。中でも産前産後サポート事業は、保健師、助産師など資格を有する担当者が自宅を訪問、またはセンターに来所された方の妊娠や出産、子育て等の悩み相談や話し相手になり、妊産婦やその家族の不安解消に努めるものであります。

また、産後ケア事業は切れ目のない妊娠出産、育児支援の一環として、退院直後から数箇月ごろまでの母子の中で、体調不良や育児不安があるにもかかわらず、家族等の十分な援助が受けられない方を対象にショートステイやデイサービスによる心身のケアや育児サポート、身体的、心理的な支援を行うものであります。

なお、先ほど申し上げましたリボンにつきましては、結びつける、約束、きずなの象徴で、安心して妊娠、出産、子育てにつながる思いを込めて愛称といたしました。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 産前産後サポート事業、ホルモンバランスも崩れたり、不安がいっぱいの、特に初産の場合は大変不安がある、自殺をする方もおいでということも聞いております。きめ細かな支援体制を続けていかれるように、4月1日からの本格始動に期待をしております。ありがとうございました。

次に、環境問題に移ります。

環境問題、地球温暖化対策への取り組みについて。

国連環境計画によると、人間の活動が現状のままだと、今世紀の世界の気温は3.

5度上昇、現在は1度上がったと見られると公表がありました。このことを人間に置きかえたら、平熱から1度上昇とは、37度の微熱状態、体調不良と言えます。現在の地球はそんな状態だとの認識が必要ではないでしょうか。

1997年に京都で開催された京都議定書、気候変動枠組条約第3回締約国会議、COP3で採択された気候変動への国際的取り組みを定めた条約では、1990年度比5%の削減がありました。その後変遷があり、現在スペインのマドリードでCOP25が開幕、地球が危機的状態にあると、地球温暖化防止のために2030年の温室効果ガス排出削減目標が話し合われております。

徳島県議会においても高井議員から、地球温暖化は世界共通の喫緊の課題、2050年の温室効果ガス排出を実質ゼロの県の目標達成への取り組みを問われ、飯泉知事は2030年度を中期の目標とし、削減目標を40%から50%に引き上げる、森林の適正管理で二酸化炭素吸収力を最大限活用する、また県が本年度中に策定する次期県地球温暖化対策推進計画に2050年度はCO<sub>2</sub>を実質ゼロに目標を盛り込むと言われています。

本町の取り組みについて尋ねます。

○議長（森彪君） 東條生活環境課長。

〔生活環境課長 東條芳重君登壇〕

◎生活環境課長（東條芳重君） それでは、西岡議員さん御質問の地球温暖化対策への取り組みのうち、循環型社会の構築について答弁させていただきます。

ここでは本町においてのごみ処理の現状について御報告をさせていただきたいと思っております。

近年において、大量消費型の社会は、私たちの生活に豊かさをもたらした反面、地球温暖化や天然資源の枯渇など、様々な地球環境問題を引き起こしてまいりました。そこで、資源をできるだけ有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会、生産や消費を抑え、ごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再利用をするという3Rを推進することで、環境への負荷が低減される資源循環型社会の構築が必要とされております。

本町では、西クリーンステーションが中間処理場の拠点としてごみの資源化、減量化に努めてまいりました。今後は町民、事業者、行政の3者の役割分担を明らかにするとともに、3者が一体となって、より一層資源化、減量化への取り組みを行うことが求められております。このような状況を踏まえ、本町では、町民の皆様の

御協力により指定ごみ袋制による分別収集を行い、資源化できるものは資源化処理を行っております。搬出する際にも委託先でリサイクルを推進している業者を選定し、本町のごみ焼却による処理料の削減をし、減量化に努めているところであります。

今後も町民、事業者の皆様には、分別排出のルールの遵守やごみを出さない意識を高め、ごみ減量を実践していただき、ごみ排出量削減の中心的な役割を担っていただきたいと考えております。そのためにも町といたしましては、循環型社会を構築するための仕組みづくりに向けて、啓発活動や新しい施策を取り入れながら、積極的に取り組んでまいります。

今後も町民、事業者の皆様と行政が連携をし、ごみの資源化、減量化によるごみ焼却量の削減に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 西岡議員さんの御質問のうち、藍住町の取り組みの中で町長部局における取り組みについて御答弁させていただきます。

藍住町の町長部局における事務事業は、省エネ法の特定事業者として、エネルギー使用状況の把握や省エネルギー化の推進が義務となっております。

町長部局の取り組みとして、平成22年度に藍住町地球温暖化対策実行計画を策定し、公共施設や公用車の運用改善等のソフト的取り組みを主体に、温室効果ガスの排出削減を図ってきております。

平成27年度には、一層の温室効果ガス排出量の削減及び省エネルギーを図るため、藍住町第2次地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定し、より実効性の高い地球温暖化対策の実施による温室効果ガスの削減を目指しているところであります。

第2次実行計画の削減目標は、省エネ法の削減目標をもとに、実行計画期間5年間で5%の削減を目標に設定しております。目標達成に向けた取り組みとして、省エネ機器の導入、高効率照明改修など、ハード面の取り組みとあわせ、冷房時の室温は28度、暖房時の室温は20度を目安とするクールビズ、ウォームビズを励行する、火曜日をノー残業デーとする、昼休みは断続的に使用する部屋、会議室、トイレ、給湯室等のエアコンや照明は小まめに消す、その他ごみの減量、リサイクル、

コピー用紙や水の節約など、省資源化のソフト面での取り組みを行っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁をいただきました。大量消費社会からの転換、ごみの減量化、資源化に努めていくと。3R、ごみの減量化、資源化、抜本的対策で進めていくということをお答えをいただきました。また、町長部局からは、省エネの推進実行計画を立て、5年間で5%削減に努めていると、温室効果ガスを減らすと、削減をしているという御答弁。その中には冷房温度28度設定、クールビズ、ノー残業デー等々日々の積み重ね、小さなことの積み重ねも努力をしているということが分かりました。

近年の異常気象は、地球温暖化による影響が大きいと言われており、CO<sub>2</sub>削減は早急に取り組まなければなりません。本町は森林がなく、二酸化炭素吸収削減ができない現状の中、できるだけCO<sub>2</sub>を出さない工夫が必要。ごみの減量化、あるいはリユース、先ほど言った3Rが大事と考えております。

県庁のほうにこの間用事があつて行ったところ、県庁あるいは合同庁舎でも、特に合庁のほうは、職員の方は健康増進、経費削減、節電のために階段を使いましょうということを書いた張り紙が各エレベーター前にありました。小さなことの積み重ね、職員を挙げて取り組んでいるんだなという印象を受けました。

先ほども申し上げましたが、これは私の提案でございます。本町は森林を持たない町です。CO<sub>2</sub>削減は早急にもっともっと取り組まなければならないと考えます。そのために、洪水対策、森林整備、CO<sub>2</sub>削減のために吉野川水系の自治体と姉妹都市を結ぶのはいかがでしょうか。是非御検討いただけたらと思っております。いかがでしょうか。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 西岡議員さんの再問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃられた提案でございますが、国レベルの施策として今後考えていかなければならない問題だと思います。したがって、山間地域との連携については、現在のところ少し難しいのではないかと、そのように思います。しかし、CO<sub>2</sub>削減については、環境を後世に残すためにも非常に重要な取り組みでありますので、本

町においてもソフト面、ハード面ともにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 続きまして、行政一般、男女共同参画社会の実現、取り組みについて行います。

2019年から2023年の5年間の男女共同参画社会の実現は、第3次藍住町男女共同参画プランに基づき推進するものだと思います。

過去のプランにおいて、本町の特徴として、固定的な性別役割分担意識は根強く、男女ともに活動の選択肢を狭め、家庭内における暴力などの人権侵害が多く残されている実態、その課題解決のため、各事業に取り組んできたと思いますが、現状はいかがでしょうか。また、男性の育児休業の取得状況についても尋ねます。

○議長（森彪君） 佐野企画政策課長。

〔企画政策課長 佐野正洋君登壇〕

◎企画政策課長（佐野正洋君） 西岡議員さんの男女共同参画社会の実現、取り組みについて御答弁させていただきます。

性別にかかわらず全ての個人が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、本町では計画的かつ全庁的に施策を実施するため、藍住町男女共同参画プランを策定しております。

平成26年から30年度までを計画期間とする第2次プランにおきましては、人権尊重と意識改革において町職員や教職員に対する研修、啓発、町民参加の講座開設など21項目の数値目標を掲げまして、そのうち16項目で達成、またはおおむね達成となっております。

一方で、男性町職員の育児休業取得率など未達成が5項目あり、また昨年度実施の町民意識調査では、社会全体で見た場合の男女の地位の平等化について、回答者の約7割が男性が優遇されていると答えるなど、固定的な性別役割分担意識はいまだに根強く、男性中心型労働慣行、仕事と家庭、地域生活の両立などの解決すべき課題が多く残されています。

第3次のプランの推進をこれから、今後町のホームページ上で公表し、見える化を図るなど、様々な機会を捉えて町民の方の周知と理解が得られるように努めてま

いりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

〔総務課長 梯達司君登壇〕

◎総務課長（梯達司君） 西岡議員さんの御質問で、男性職員の育児休業の取得状況について御答弁させていただきます。

これまで本町の男性職員で育児休業を取得した者は現在のところおりません。

以上でございます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁をいただきました。

男性の育児休業取得がないことは、意識しないところで固定的な性別役割分担意識のすり込みによるのではないかと思います。男性職員に積極的に取得を促していただきたい。女性の管理職登用が増えることにつながるとも考えます。

先ほど未達成ということを言われました。5つあります。DV防止に関するリーフレットの配布、女性の就業に関する講座開設、それから男性の、今言った育児休業取得、それから町の審議会における女性委員の登用、女性を対象とした犯罪防止に関する研修の5つです。これから未達成のものについては達成になるように、是非努力をしていただきたいと思います。このことが町内の先ほど言った固定的性別役割分担意識、あるいは性別の差別がある、そういうことにつながっていくと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、11月1日から12月31日まではストップDV強化推進月間で、親しい関係での暴力のない社会を目指し、全国各地、県内、本町においても様々なイベントが開催されております。残念なことに暴力は増加傾向。総務省の犯罪白書によると、DVの検挙は2002年度比で10倍超と公表がありました。DVのあるところには児童虐待も疑われることを考えると、さらなる取り組みが必要と考えます。

これに加え、教育事項で取り上げた性暴力被害の問題も、被害者が勇気を出し、声を上げ始め、その実態が少しずつ知られるようになってきました。性暴力は人の尊厳を脅かし、心身に大きな影響を与え、被害者は心に深い傷を受け、その回復には時間がかかると言われております。DVや性暴力、性差別のない社会づくりが求められております。その取り組みについて尋ねます。

○議長（森彪君） 高田福祉課長。

〔福祉課長 高田俊男君登壇〕

◎福祉課長（高田俊男君） それでは、西岡議員さんのDVに関する御質問について御答弁させていただきます。

本町におきましても、児童虐待の相談件数といたしましてこども女性センターのほうに情報提供した件数が、平成30年度で57件でありましたが、令和元年11月時点では80件と増加傾向にあるところでございます。この中には児童虐待における面前DVとしてのケースもありますので、DVによる被害者も増加しているものと思われるところでございます。

福祉課ではDVでの相談支援の申し出があった場合に、できるだけ専門職の保健師を含む複数の職員で対応するようにいたしまして、保健センターや青少年相談室など、関係部署との連携を密に図り、対応に当たっているところでございます。特にDVに係る事情や背景といったものは複雑なケースが多いことから、本人の意向、希望など、できるだけ丁寧な聞き取りを行い、早期に徳島県中央女性センター、また警察などDV対応機関につないでいるところでございます。

今後、町といたしましてもDV被害者の方が相談しやすい体制づくりや迅速な対応に努め、被害の拡大化、深刻化を防いでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁をいただきました。

児童虐待件数が57件、平成30年。令和元年はまだ途中ですが80件、本町においても増加傾向ということで、その中に面前DVがあるということを知ると、胸が痛みます。本町の子供たちがそういう立つ位置に置かれているということについては、本当に何とかしなければと。

今課長が言われたように相談しやすい体制、それも迅速に。私が講習を受けた限りでは、そういう通報があったら、まず命の危険があるかないかを確認、命の危険があればすぐ警察に連絡、これがもう第1手段だそうです。そうすると、警察のほうは即、家の中に入ることができる。その状況によったら逮捕することもできる。それから、子供とあるいはその家族と離す、で子供を守ることができる。そういう

ふうはこの間担当課の方が言われておりました。本当に心が痛い状況です。何とかそういうふうな、子供たちが悲しむようなことのない町に何とかしたいと思います。

今言われたように性暴力や性差別のない社会を目指して、毎月11日に全国でフラワーデモという形で行動を起こしております。これは4月の時点で、裁判でその男性の方が性暴力を起こしたのにもかかわらず無罪になった、そういうことが立て続けに起きた、そのことにそれはおかしいだろうという声を上げ始めたのがこのフラワーデモの始まりで、昨日は徳島において駅前で行われ、私も参加をしてきました。その中で、お名前も分かりませんが、ある女性が私も小さいときに性暴力にあったという訴えをされ、心が痛んだところです。

是非藍住町においては相談窓口の拡充、声を上げやすい、声をまた上げていくことも防止につながると。男女共同参画の実現、DV、暴力のない社会づくりを是非に推し進めていただきたいと思います。そして、DV、女性や子供に対して暴力をする男性を知ったら、あるいは見たら、男性の中から是非それはおかしいよと、格好悪いよというふうにも男性の中からも是非声を上げていただきたいと思います、それがその人が加害者にならないということにもつながっていきますので、是非お願いをさせていただきます。

続いて、藍関連事業の今後の展開についてお尋ねをいたします。一部提案理由で説明がありましたが、重ねて尋ねます。

本年6月議会において、9市町が連携して日本遺産に指定され、藍のストーリーのもと、統一的な拠点施設の情報発信コーナーや開設板、その他道路の案内板や文化財、説明板等を整備、藍住町においてもこれらを現実化の予定ということでしたが、阿波藍の文化伝承、観光振興などで藍の町にふさわしいPR的なものを措置、検討、その後の進捗状況はどうなっていますか。

続けていきます。

次に、12月15日開催の藍住町総合ホール開館記念事業インディゴコレクション2019の内容について少し詳しくお尋ねをいたします。

最後に、今後の藍関連事業への取り組みについて、藍染め普及推進事業として、藍住町産の藍が育ち、それを薬に製品化、藍住町産の薬を20俵、素人の皆さんが本当によく頑張ったと拍手を送りたいです。来年2月初旬には、その薬で藍建ての予定のようですが、今後の取り組みについて尋ねます。

○議長（森彪君） 近藤経済産業課長。

〔経済産業課長 近藤政春君登壇〕

◎経済産業課長（近藤政春君） 西岡議員さんの藍関連事業について答弁をさせていただきます。

まず、藍住町のPR看板の設置についてですが、日本遺産事業において、構成文化財への案内看板を計画しております。この事業については、今年度に藍のふるさと阿波魅力発信拠点等整備事業として、藍のふるさと阿波魅力発信協議会で9月27日にプロポーザル方式により委託業者を決定し、実施しています。具体的には本町においては奥村家住宅及び勝瑞城館跡への案内看板の整備を実施します。あわせて構成文化財においてのぼりを設置する予定にしております。

次に、藍染め衣装のファッションショー、インディゴコレクション2019についてですが、今月15日に藍住町総合文化ホールで開催いたします。昨年度よりグレードアップしたステージでの開催となりますので、藍の魅力を大いに発信できるものと期待しております。

出演者にはモデル自らが作成した衣装、アクセサリを身につけるとともに、魅力アップのため、プロによるヘアメイクをしていただきます。また、ファッションショーはもちろんのこと、当日ロビーには藍染め作品等の展示を行いますので、御来場いただく皆様にも藍の魅力を存分に楽しんでいただけるものと考えております。

藍関連事業への取り組みについては、葉藍を栽培し、藍住町産の薬をつくるプロジェクトを計画し、昨年度から地域おこし協力隊が取り組んでいます。

このたび上板町の佐藤阿波製造所の御協力をいただき、去る12月8日に藍住町産の薬が完成しました。この薬については、勝瑞城跡公園休憩所を改良した染め場で使用するほか、一部は藍の学習に取り組んでいる町内小学校への配布を検討しており、小学校での藍建てや藍染めなどに活用していただければと思います。

染め場では、来年2月に藍建て、藍染めを始められるよう準備を進めており、これにより勝瑞の施設では藍の栽培から薬の製造、藍染めまでを行うこととなります。

今後は、地域おこし協力隊の活動拠点施設というだけでなく、藍に関する一連の作業工程を実際に見て体験できる施設としていきたいと考えております。また、近年は藍は食用として注目されています。食用藍についてはその効能について研究が進んでいるところですが、藍住町では商工会の支援により町内業者での藍を使った商品の開発が行われています。藍住町が現在加入しているイーストとくしま観光推

進機構や今年7月24日に設立された藍産業関係者等で構成されている一般社団法人藍産業振興協会への加入も予定しており、様々な関係機関との連携をしながら藍住町の藍をPRしていきたいと考えております。

また、日本遺産事業としては来年度以降、藍のふるさと阿波魅力発信協議会においては、今年度も実施している阿波藍サポーター養成講座の継続、構成文化財の開設板の整備、さらに情報発信事業として、ブランド力強化のための映像作成、ストーリーブック、パンフレット等の作成を行う予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 御答弁をいただきました。できたら菜を各学校、小学校の学習に使うということは今御答弁いただきました。小学校で藍を買って学習に使うというのは、なかなか高価な物で、私が前に勧めたときも教育費用の中から10万円以上の捻出はなかなか難しいと言われたことがかつてありました。そういうことに利用するという事は非常に教育上も喜ばしいことではないかと思えます。

また、これからの関連事業、様々な関係機関と連携をして藍を進めていくという御答弁をいただきました。藍住の藍の町にふさわしく、他市町と連携する、あるいは他機関と連携する中、やはり藍の町、一步リードする形での藍関連事業展開を期待しております。

また、15日に開催されるインディゴコレクション2019の藍染めファッションショーが盛大に行われることを祈念し、私の今期最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森彪君） 15分間休憩いたします。

2時15分に再開いたします。疲れとる人は体を伸ばしてきてください。

午後1時58分小休

午後2時13分再開

○議長（森彪君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

徳元議員の一般質問を行います。

徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

私のは、特別職で非常勤の者に対する報酬及び費用弁償に関する質問であります。特に今回は、監査委員に任命及び報酬決定についての町の規則なり条例があれば御説明をいただきたいと思います。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫登壇〕

◎町長（高橋英夫君） それでは、徳元議員さんの御質問に答弁いたします。

監査委員の報酬についてということによろしいのでしょうか。これは、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中で定められております。また、その中で国家資格とか、免許の種類等により報酬額の基準というのは特に設けておりません。この条例の中には監査委員を初め教育委員会委員や選挙管理委員、固定資産評価審査委員会委員、あと様々な特別職の報酬を定めており、それぞれの報酬額というのはその業務によって異なりますが、いずれも先ほど申し上げましたとおり国家資格や免許による報酬の差というのは設けておりません。

以上です。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） ただいま町長より説明いただきました。この中で専任の場合、免許とか国家資格とかというものの考慮は今まではなかったと。

このたび監査委員に公認会計士の方になっていただいております。国家資格になりますと、仕事内容とか、それから責任感がかなりの重要な点があります。信用度も大きなものがあります。何回か私も監査の発表を受けまして、その中でいろんな財務的な処理の仕方で提言も受けたと思います。これは今現在大きなプロジェクトで、文化ホールも完成しましたし、先ほど各自治体の財政状況の説明の中にもありましたとおり、この数字を見ると、藍住町は健全化に向けてかなりいい数字が出ているなど。これは、前、石川町長の努力のあらわれだろうと思いますけれども、今後10年間、先を見ますと、やっぱりいろんな公共施設の維持管理補修とか、社会資本のかなりな出費が考えられます。それに向けてしっかりと公平な目で財政支出の決算をしていただいて、その中でやっぱり将来に向けての提言をいただくというのは、これはかなりな重要な部分だと思います。特に今回の藍住町のように公認会計

士の方に監査を公平な目でいただくというのは非常に重要なことだと思います。

先ほど来言われてますけれども、資格免許についての考慮は一切されていないと。報酬金額を私も持ってますけれども、この金額というのはいつごろ設定されたものですか。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 再問にお答えいたします。

今手持ちの資料でいつ改正になったかという、はっきりとした時期が分かる資料がございませんので、後ほどまた説明をしたいと思います。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 今町長から答弁をいただきまして、この資料の中での金額、明細にありますけれども、これがいつ決定されたかというのはわからないと。

近年の経済状況もありまして、この金額についても監査委員の重要性というところも鑑みて、それからまた具備である免許とか資格の種類によって、報酬の設定区分をするというような改定を是非お願いしたいというところでもありますけれども、町長のお考えをもう一度お願いします。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 御質問の監査委員につきましては、一個人が特定されるものでありますので、この場で報酬に関する答弁というのは控えさせていただきますが、いずれにいたしましても特別職、非常勤の報酬というのは、先ほど申しました条例の中、全体の中で、またそれぞれの職種他の自治体の状況も勘案しながら判断するものと考えておりますので、どうか御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（森彪君） 徳元敏行君。

〔徳元敏行君登壇〕

●6番議員（徳元敏行君） 答弁の中でよく使われるのは、他の自治体との状況を鑑みてという言葉がありますけれども、やはりこういうところは、その職責の重要性を鑑みて、その町においてどういうふうにそれを評価するかというのが大事だと思いますので、是非ともこの際前向きな方向で検討をお願いいたします。

これで質問を終わります。

---

○議長（森彪君） それでは続きまして、永瀆茂樹君の一般質問を許可いたします。  
永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） 議長の許可をいただきましたので、私の議会活動最後の一般質問をいたします。理事者におかれましては明確な御答弁をお願いいたします。

まず、企業誘致周知情報について、藍住町の将来の展望を勘案するとき、人口並びに町内の有能な人材の育成と確保であります。

そこで、提案として、9月議会にも質問しました県内外企業の誘致対策です。11月30日の徳島新聞朝刊で、「若者の県内定着、大学長らが要請」とし、徳島県内の大学長らと飯泉嘉門知事との懇談会が29日県庁であり、大学側から若者の県内定着に向けた取り組みを求める声が相次いだと掲載されていました。四国大学の松重和美学長は、外国人留学生や県外出身者に徳島に残ってもらう環境づくりが大切、阿南高専の寺沢計二校長は、県や大学、企業が一体となって若者を育てる場を設けてほしいと提案、記事は県内出身者への対応も重要、関係機関が集い、若者を育成するプラットフォームをつくる必要があると答えました。ほかに教職員の再教育に教育大学院を活用してほしい、鳴門教育大との要望も出されました。懇談会には、徳島大や徳島文理大、徳島工業短大などから7人が出席したとのことでありました。県自治体のレベルアップにつながると思います。

企業誘致については、よい企業は用地、場所を選びます。敷地面積の確保はもちろん環境面、排水面など様々な条件が必要となると思いますので、地域の現状も十分把握されて、藍住町も県内の各市町村に遅れをとることなく企業誘致に努力していただきたいと思います。

先ほども申しましたが、有能な人材、若者の県内定着については安定した企業誘致対策が一番です。藍住町の今後のさらなる活性化のために必要だと思います。企業誘致対策について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 永瀆議員さんの人材確保と企業誘致について答弁をいたします。

地方から大都市圏への人口流出は、地方の人口減少と活力衰退の元凶として、今や我が国全体の問題となっており、国、地方を挙げて人口減少対策が進められています。

昨年1年間、徳島県全体では約7,000人もの人口が減少いたしましたが、本町では伸びが鈍化しているものの人口は増加の傾向を保っております。

転入出の状況を詳しく見ますと、10代後半から20代前半の層で転入より転出が多くなっており、進学や就職に際して若者が町外、県外に流出しているものと考えております。

大学等への進学を志す若者が町外、県外へ転出する状況は今後もやむを得ないと考えますが、学業を終えて数年後にはUターンできるよう、あるいは町内で生まれ育った若者が就職で地元にとどまることができるよう、就業の場を確保することが課題であると考えております。

本町におきましては、過去に工場誘致を進めて就業先を確保することで人口を増加させてきた歴史がありますが、宅地化が著しく進展した現在では、大規模工場が操業できる広大な土地は町内に見当たらなくなっております。

一方で、近年は徳島北環状線沿いなど、町内の商業地化が著しく、町内全体でも第3次産業就業者数は、過去30年間で倍増している状況にあります。こうしたことを踏まえ、国、県と連携しながら地方創生推進会議における第2期総合戦略の検討の中で、企業やサテライトオフィスの誘致を含めた仕事の場の確保やU I Jターンなどの移住交流人口の拡大に向けた取り組みを審議し、取りまとめてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 永濱茂樹君。

〔永濱茂樹君登壇〕

●15番議員（永濱茂樹君） 答弁では、本町は宅地化が著しく進展した現在では、大規模工場が操業できる広大な土地は町内に見当たらなくなっているとのことでしたが、先ほども申しましたが、11月30日の徳新の朝刊では、「若者の県内定着、大学長らが要請、県庁で知事と懇談」とのことでした。国と県と連携しながら地方創生推進会議における第2期総合戦略の検討の中で、企業やサテライトオフィスの誘致を求めた仕事の場の確保や、U I Jターンなどの移住交流人口の拡大に向けた取り組みを審議し、取りまともを考えているとのことでしたが、先ほども申しまし

た徳島県内の大学長らと知事との懇談会では、大学側から若者の県内定着に向けた取り組みを求める声が相次いだとのことであります。

良好な企業は先方からはやってきません。そこで企業誘致対策として敷地面積の確保、環境面、排水面等々、地域の現状も十分把握されて、要望、努力していただきたい。町税が潤う町の活性化、すなわち町の発展につながります。若者の確保、育成にと要請します。よろしくお願いいたします。

○議長（森彪君） 答弁要りますか。

永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） 次に、総合文化ホール開館に備え、周辺対策について。

総合文化ホール開館に備え、周辺対策についてお伺いします。

11月3日、総合文化ホール開館記念式典並びに11月4日こけら落とし公演が盛大に開催され、町民の皆さんは大変喜ばれていました。反面、参加された住民の声として、駐車場の問題が上げられました。高齢者、障害者の方々より、文化ホール西側の緑地広場を整備して、ホールの近くに駐車場をつくってほしい、特に雨の日などは足が痛いので傘を差しては無理ですと言われました。町民のための文化ホールですので、誰もが喜んで足を運べるように駐車場の整備を要請します。

○議長（森彪君） 近藤社会教育課長。

〔社会教育課長 近藤孝公君登壇〕

◎社会教育課長（近藤孝公君） それでは、総合文化ホールの周辺対策について御答弁をさせていただきます。

藍住広場は事業によって廃止しました緑の広場の代替えとして再整備をしたものであります。再整備に当たりましては、広場で過ごされる方が安全で楽しんでいただけるよう、人と車両の分離を図った整備をしております。雨の日や強風の日など、来館される方にとってより近い場所に駐車場があることは、利便性の面から有用であることは存じておりますが、藍住広場を利用される方に安心して楽しんでいただける環境も必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） 総合文化ホール周辺対策、住民の声として11月4日のこけら落としで参加者のホール内の要望で、舞台が見てから両脇の上へ上がる通路の段が暗く、私も端のほうで座っていましたが、何人もの高齢者の方が、段になっているのでつまずき転んでいる様子を見ましたので、こけら落とし終了後に文化ホール事務所に行って、スロープにするとか、けがをしないように対処してくださいと言いましたが、駐車場対策も含め、伝達がありましたか。対策を講じていただきたい。

また、先ほどの駐車場の答弁では、藍住広場を利用される方に安心して楽しんでいただける環境も必要と考えているとのことでしたが、先ほども申しましたが、高齢者、体の不自由な方々が心のよりどころにして楽しんで参加できるよう整備していただきたい。総合文化ホールである前に町民の文化ホールでもあります。要請します。

○議長（森彪君） 奥田副町長、要請されたんで答弁しないと。

奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、議員さんの再問につきまして答弁をさせていただきます。

まず、藍住広場に近いところの駐車場をというような話でございましたけれども、これにつきましては、ホール西、中央クリーンステーションのところに身体障害者のパーキングエリアをつくってありますので、そちらのほうを利用していただけらと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森彪君） 永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） ちょっとペースが速過ぎるな。余り速い。

副町長、町民の視点に立って、ほんまに町民が困って、緑の環境も何も、緑地の遊び場も必要やけど、やっぱり寄りついてよかったと。くたびれてもう行きたくないというような声ではちょっと、これは耳を傾けてあげなんたら。これはお願ひしますわ。

〔奥田副町長、「議長、よろしいですか。」の声あり〕

○議長（森彪君） あかん。

質問を聞いて、後で答弁。

●15番議員（永瀆茂樹君） 後でもええ。

それで、3番目。交通安全対策について。

続いて、交通安全対策についてお伺いします。

来年4月の新年度、新学期に備え、町内の幼、小・中学校、保育所、児童館の遊具点検など、公共施設の安全対策は必要不可欠です。特に通学時における交通安全対策は重大な課題でもあり、交通事故防止対策として、各児童館、幼稚園、保育所等公共施設周辺の歩道のライン引きやカーブミラーの整備確認など、交通安全施設の整備をしていただきたいと思います。

歩道のラインやカーブミラーなどの交通安全施設の整備については、どのような方針で行っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森彪君） 奥田副町長、先の聞かれた。

奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） 先ほどの永瀆議員さんの駐車場の件に追加をして答弁をさせていただきます。

先ほど簡単に中央クリーンステーション前にありますと言ったんですけども、あそこに身体障害者用のエリアをキープしてあります。それには雨が降っても、おりたときに雨がかからないように屋根もついておりますので、そちらのほうを利用していただくと、ホールのほうに入られる方には近いと思いますので、それを御利用していただけるように配慮しておりますので、その点よろしく申し上げます。すいません。

○議長（森彪君） 質問、答弁。交通安全対策って言うたん違うん。

藤本教育次長。

〔教育次長 藤本伸君登壇〕

◎教育次長（藤本伸君） 永瀆議員さんの交通安全対策のうち、公共施設の安全対策について答弁させていただきます。

幼、小・中学校、保育所、児童館の遊具点検につきましては、各学校、園、保育所、児童館において、定期及び日常の安全点検を実施しております。具体的には各学校、園、保育所、児童館の教職員が点検表に基づき、黙視や手で触れることにより点検を行っております。また、遊具の設置状況に応じ、1年に1度、専門業者に

よる定期的な点検も行っております。支障、または異常が発見された場合は、遊具の安全性に関する十分な知識と経験を有する業者によって修理を行うほか、一時的に使用禁止の措置をとるなど、速やかに対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 高木建設課長。

〔建設課長 高木律生君登壇〕

◎建設課長（高木律生君） 永瀆議員さんの交通安全対策について。

町内各児童館周辺の交通事故防止対策については、多くの児童が利用する施設周辺の安全対策につきましては、利用者の保護者や施設管理者と連携し、計画的に実施しております。なお、交通安全対策としての一時停止指導線やカーブミラーの設置については、要望がある都度、現地を確認し、警察等の指導を仰ぎながら実施しております。

以上、答弁といたします。

○議長（森彪君） 永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） 交通安全対策、町内の幼、小・中学校、遊具の点検について、具体的には各学校、園、保育所、児童館の教職員が点検表に基づき、黙視や手で触れる点検を行っているとのことでした。町内学校の遊具点検、安全対策をよろしく願います。

また、交通安全対策として、カーブミラー、防犯灯、歩道のライン引き等については、各地域の状況をよく把握されている地区長さんに役員会でお願いしていただきと先日藍住町社会教育協議会の局長さんをお願いしましたので、何らかの要望があると思います。対応をよろしく願います。

○議長（森彪君） 永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） ずんずん前に進んでいって、後になって聞きます。

先ほど副町長に言った両脇、前のこけら落としの明るる日に役場へ行って、相談して持ちかけて、2人も3人も段々を上がっていくとこけて、ほんで私もそこにおつて、さっきの文書にも書いてあつたんじゃけんど、そのの明かりをどなんぞ、またするって言って、そんな話をしてくれよつたでね。あれをちょっとまた言うてもろうて、願います。二、三人こけてなあ、ほんで危ないと抱えに行つたんじゃ。

○議長（森彪君） 続いて、質問してください。

●15番議員（永瀆茂樹君） 先に済ませといて。後がずんずん行っとる。先に言って、今。

○議長（森彪君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） ただいま永瀆議員さんからありましたホールの中の階段の件でございますけれども、今後、担当課と協議しながら、けがのないように、十分把握しておりますので、改善してまいりたいと思います。

〔永瀆議員、「スロープはあかんと言ったね。」の声あり〕

◎副町長（奥田浩志君） 場内のスロープというのは無理ですので、滑り台というような形になりますので、明かりをつけるとか……

〔永瀆議員、「けがしたら困る。」の声あり〕

◎副町長（奥田浩志君） そのあたりを検討してまいりますので、よろしくお願ひします。

〔永瀆議員、「そんな言いよったら、けがしたら困る。」の声あり〕

○議長（森彪君） 永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） 終わりに、コミュニティーバスの運行について。

最後にコミュニティーバスの運行についてお伺いします。

社会全体の高齢者事故の多発につき、運転免許証が返納されている折、藍住町議会として、令和元年7月30日から8月1日まで、北海道の音更町役場等に町長同伴でコミュニティーバス運行について視察研修に行きました。

音更町のコミュニティーバス導入の背景として、路線バスは民間の2業者が運行しているが、帯広市を起終点に放射状に運行されており、必ずしも町内間で相互移動の利便性が高くなかったことに加えて、本格的な高齢者社会を迎え、高齢者や障害者などの交通弱者の足を確保するために従来とは異なった新たな交通サービスが求められたためとのことでありました。このような状況を踏まえ、農村部、市街地における地域生活バスの在り方や方向性を検討するため、平成10年6月に庁舎内に地域生活バス対策協議会を設置し、検討協議会を重ね、コミュニティーバス導入を進めていったとのことでありました。

音更町のコミュニティーバスの導入の目的として、音更町内の公共交通不便地域

を解消し、町民の日常生活の利便性向上を図るために音更町農村地域予約制乗合タクシーを運行することとなりました。また、試験運行を行うことで、実際にどの程度の利用があるか、またどのようなサービスが求められているのかなどを調査し、効率的なコミュニティーバス運行の可能性を探りました。

現在、音更町のコミュニティーバス運行の目的として、1、音更町市街地、市の市街地に接続する交通弱者の公共施設の利用、通院、買い物等の足の確保、2番目に市街地における自家用自動車の増大に伴い、交通渋滞の解消や交通安全対策を求めた公共交通体系の整備の2点を目的として運行しており、運賃は1回100円、小学生は半額、乳幼児は無料とし、回数券11回分1,000円を発行し、車内で販売中とのことであります。

藍住町でも高齢社会が進み、事故等に備え免許証の返納が推進されている折、高齢者の足を奪われた状況と思います。また、交通事故の防止対策にもつながるものだと思います。

藍住町において、9月議会の同僚議員のコミュニティーバスに関する質問の中で、町長答弁では、今年度は基本方針の検討を行い、事業者との調整を含めた具体的な施策を盛り込んだ計画づくりは次年度以降になるとのことでありました。また、実際にそれがタクシーチケットになるのかバスになるのかは計画の中で明らかになっていくとのことでありました。

藍住町のコミュニティーバス運行について、その後の進捗状況をお伺いします。  
○議長（森彪君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 永瀆議員さんのコミュニティーバスの運行につきまして答弁をさせていただきます。

本町では生活の主な移動手段が自家用車であり、高齢化の進展に伴う免許返納者数の増加などで、今後買い物や通院など日常生活の移動において、自家用車の代替として地域公共交通の重要性が高まると考えます。このため、2か年で地域公共交通の在り方について検討を行うこととしており、今年度は専門のコンサルタントを入れ、現状の鉄道、バスの路線別の運行回数や時間帯、運賃などの情報や土地の利用状況、道路網、年代別人口などの基礎条件の資料収集と分析を行っております。

次の段階としましては、町内全域を対象に、交通サービスに関するニーズ調査と既存の公共交通の利用実態調査を行う予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森彪君） 永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） コミュニティーバスの運行について、本町では高齢化の進展に伴う免許返納者の増加などで、自家用車の代替えとして地域公共交通の重要性が高まると考えられる。このため2か年で地域公共交通の在り方について検討を行う。今年度は専門コンサルタントを入れ、現状の鉄道、バスの路線別の運行回数や時間帯、運賃などの情報や土地の利用状況、道路の年代別人口などの基礎条件の資料収集と分析を行っているとのことでした。

音更町のコミュニティバス運行を参考に、藍住町でも早期に運行が開始できるよう取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森彪君） 答弁要りますか。

〔永瀆議員、「もう、いい。」の声あり〕

永瀆茂樹君。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） 最後に……。

○議長（森彪君） 前へ出て。

〔永瀆茂樹君登壇〕

●15番議員（永瀆茂樹君） 最後に私たち議会議員は町民の代表であると同時に、町民のパイプ役でもあります。町民の要望をよく把握して、行政とともに町民の幸せと藍住町発展を願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（森彪君） 以上で通告のありました5名の一般質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため、12月13日から12月18日までの6日間、休会といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 御異議なしと認めます。

したがって、12月13日から12月18日までの6日間、休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は12月19日午前10時、本議場において再開いたしますの

で、御出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後 2 時 5 6 分散会

---

令和元年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和元年12月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	小川 幸英
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	林 茂
3 番議員	安藝 広志	11 番議員	奥村 晴明
4 番議員	鳥海 典昭	12 番議員	平石 賢治
6 番議員	徳元 敏行	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	西岡 恵子	15 番議員	永瀆 茂樹
8 番議員	西川 良夫	16 番議員	森 彪

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 谷渕 弘子                      主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	加藤 弘道
教育長	青木 秀明
教育次長	藤本 伸
会計管理者	森 美津子
総務課長	梯 達司
福祉課長	高田 俊男
企画政策課長	佐野 正洋
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭

社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	賀治 達也
生活環境課長	東條 芳重
建設課長	高木 律生
経済産業課長	近藤 政春
上下水道課長	大塚 浩三

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第3号)

第1	議第65号	令和元年度藍住町一般会計補正予算について
第2	議第66号	藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第3	議第67号	藍住町上水道事業給水条例の一部改正について
第4	議第68号	藍住町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第5	議第69号	藍住町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
第6	議第70号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
第7	議第71号	藍住町教育委員会委員任命の同意について
第8	請願第5号	生活保護基準引き下げ中止を求める請願書
第9	請願第6号	国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書
第10	請願第7号	「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択に関する請願書
第11	議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について	

### (2) 議事日程 (第3号の追加1)

第1	発議第9号	藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正することについて
----	-------	-------------------------------

### (3) 議事日程 (第3号の追加2)

第1 発議第10号 藍住町議会議長の不信任決議の動議

(4) 議事日程 (第3号の追加3)

第1 発議第11号 生活保護基準引き下げ中止を求める意見書

(5) 議事日程 (第3号の追加4)

第1 発議第12号 国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書

(6) 議事日程 (第3号の追加5)

第1 発議第13号 「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書

令和元年藍住町議会第4回定例会会議録

12月19日

午前10時10分開議

○議長（森彪君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（森彪君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施しました例月出納検査の結果及び平成30年度定例監査の結果報告について、議長宛てに報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（森彪君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森彪君） 日程第1、議第65号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第6、議第70号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」の6議案を一括議題といたします。

これより上程全議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発議をお願いいたします。

林茂君。

〔林議員、動議を議長に提出〕

○議長（森彪君） ただいま、林君から動議の提出がございました。議会運営委員会を開催いたしたいと思っております。議会運営委員の方は委員会室にお集まりください。小休いたします。

午前10時12分小休

〔小休中に、議会運営委員会を開催〕

午後1時1分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

林茂君ほか5名から発議第9号「藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正することについて」の動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありま

すので、成立しております。

お諮りいたします。この動議を……

〔永瀆副議長、「永瀆です。退席します。」の声あり〕

○議長（森彪君） はい。

〔永瀆副議長、退場〕

○議長（森彪君） この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号「藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正することについて」の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

議事の都合により、小休をいたします。

午後1時2分小休

---

〔小休中に、追加日程配布〕

---

午後1時6分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1、発議第9号「藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正することについて」、動議を議題といたします。

提出者であります林茂君から説明を求めます。

林茂君。

●10番議員（林茂君） それでは、議長から動議の提出の理由について説明を求められましたので、藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正することについて、上記の動議を地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

提案理由。現在、副町長を2人制にしているが、この間正規職員が大きく減少して、非正規で藍住町役場に働く人が増え、職員数362人のうち153人、42%を臨時職員が占めています。副町長2人制で年間1,000万円も余分にかかります。副町長を1人制にし、正規職員を増やすことや臨時職員の賃金引き上げに町財政を使うことが必要ではないでしょうか。

徳島県内の多くの他市町村では1人体制であり、住民感覚、簡素で効率的な組織執行体制を実現するためには、副町長を1人制にすること。さらなる行財政改革を推進するために改正するものです。

それでは、藍住町副町長の定数を定める条例の一部改正することについて、上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

令和元年12月19日提出、提出者、藍住町議会議員林茂。賛成者、藍住町議会議員、小川幸英、賛成者、藍住町議会議員、安藝広志、賛成者、藍住町議会議員、鳥海典昭、賛成者、藍住町議会議員、徳元敏行、賛成者、藍住町議会議員、西岡恵子。

それでは、藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例、藍住町副町長の定数を定める条例、昭和60年条例第141号の一部を次のように改正する。

本則中、2人を1人に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由、地方自治法、昭和22年法律67号、第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とするため。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

---

○議長（森彪君） これから、質疑を行います。質疑のある人はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 質疑はなしと認めます。

---

○議長（森彪君） これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

西川良夫君。

〔西川議員登壇〕

●8番議員（西川良夫君） 今の条例改正の提案についての反対討論を行います。

藍住町は、昭和45年からと思いますが、副町長2人制をとっております。これは、四国でも、特に藍住町は人口が増加している、また一番人口が多い、こういったことで事務事業もかなりの量がどんどん増えてきたということもあります。この副町長2人を議会が町長の提案によって承認をし、4年間というのは保障されているんですね。それを議会が条例改正をして、職を失うようなことが議会がさせら

れるのかという、私はその辺が分かりませんが、こういう4年間の保障をされていることについて、どういうふうに考えているのか。

それが大きな1つの疑問であることと、平成12年に地方分権一括法の法律によって、機関委任事務事業が廃止になり、各自治体に非常に大きな仕事量が、事務作業が増えたと、そういうこともあって、特にそれぞれの地方で活性化あるいは経済の発展、いろいろなこと、福祉、全て地方に大きく委ねられるような、そういう法律ができたんです。そのことによって、さらにこの事務作業の増大が増えております。

そういうこともあって、近隣の自治体、松茂町、北島町なんかでも、確かに副町長という役職は1人です。しかし、副町長と課長との間に部長あるいは参事という方が複数名おられます。そういうことから考えて、こういう形の人事というのは非常に、なければその処理ができない、そういう状況になっていると思うんですね。

こういう提案を出す以上は、今、副町長がどういう仕事の量をこなし、どういう作業をしているのか、そういったことをきちっと調べて、必要ないんじゃないかというのは、単にお金が1,000万円掛かって、それを非正規を正規に増やしてって、そんなような簡単なことで必要ないということが言えるのかと。非常に単純で、何の裏づけ的なものもないと思います。そういうことを提案するのであれば、もう少し皆が納得して、なるほど、それだったらというような内容のものを出さなければ、こんなものは全く理解ができません。そういうことで私は反対をします。

以上。

○議長（森彪君） 次に、賛成者の討論を許します。ありませんか。討論しますか。

平石賢治君。

〔平石議員登壇〕

●12番議員（平石賢治君） 私は、副町長の定数削減に反対の立場で討論いたします。

藍住町は県内の町村の中でも最も人口が多く、事務事業の数が膨大となっております。しかし、事務職員は他町の人口規模からすれば少ないと聞いております。また、本町はほかの町村と違い、部長や参事、理事を設置しておらず、それを補っているのが副町長2人制であります。副町長2人制は、人件費の削減に大きくつながっているものと考えております。

提案者は、ほかの町村との事務量また組織の体制、職員数等の違いをどこまで熟

知して提案しているのでしょうか。もっともらしく副町長の定数削減を提案しておりますが、これは議員定数を再議に付された報復として捉えることができます。再議の問題では、ボイコットや意味不明な動議、世間を騒がせましたが、どこまで町政を混乱させれば気が済むのでしょうか。現在の状況で副町長が1人になれば、藍住町役場の事務事業は間違いなく停滞します。当然困るのは住民の皆様です。今、ここにいる議員の皆様は、そのことを十分に考えていただきたいと思います。

○議長（森彪君） ほかに討論はありませんか。

奥村晴明君。

〔奥村議員登壇〕

●11番議員（奥村晴明君） 副町長の定数削減に対しての反対の討論を行います。

副町長の削減は、町政を進める上で根幹にかかわるものであり、非常に重要な問題であるにもかかわらず、いきなり動議を提案してきたということは、私はそのことに大きな違和感を持っております。我々は議事機関でありますので、当然執行権はございません。この問題は執行権者である理事者側と十分に協議、調整が必要なのではないかと思うわけであります。

数の暴挙で何でも決めようとする、その姿勢は議員定数を増やそうとしたときと全く同じであります。そのことで、徳島新聞にも大きく批判記事が掲載をされたことであります。同じことを繰り返さず、議事機関としての役割を十分に果たしていただきたいと思うわけであります。

以上が反対討論であります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（森彪君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） これで討論を終わります。

---

○議長（森彪君） これから、発議第9号「藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正することについて」、動議を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第9号「藍住町副町長の定数を定める条例の一部を改正することについて」の動議は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） ありがとうございます。

賛否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決をいたします。

本案については、可決することに決定をいたします。

〔西川議員「議長、動議。」の声あり〕

〔西川議員、議長に動議を提出〕

〔永濱副議長、入場〕

○議長（森彪君） ただいま動議が出ましたので、動議の取り扱いについて、議会運営委員会を開きます。

小休いたします。

午後2時37分小休

---

〔小休中に、議会運営委員会開催〕

---

午後2時40分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

ただいま西川良夫君ほか3名から「藍住町議会議長の不信任決議の動議」の動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

本動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

よって、藍住町議会議長の不信任決議の動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事の都合により小休いたします。

午後1時23分小休

---

〔小休中に、追加日程配布〕

---

午後2時36分再開

○議長（森彪君） 小休前にさかのぼり、会議を再開いたします。

追加日程第2、発議第10号「藍住町議会議長の不信任決議について」の動議を

上程し、議題といたします。

本案は、私の一身上に関するものであり、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、私は退席させていただきます。あとの議事については、副議長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

〔森議長退場〕

---

○副議長（永濱茂樹君） ただいま議長が退場されましたので、私が議長の職を務めさせていただきます。御協力よろしくお願いいたします。

提出者であります、西川良夫君から提案理由の説明を求めます。

西川良夫君。

〔西川議員登壇〕

●8番議員（西川良夫君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、説明をいたします。

藍住町議会議長の不信任決議の動議。次の理由により、藍住町町議会会議規則第14条の規定により提出します。

理由。議会は議論をし、議決する場であり、議員は会議に出席する義務を負っています。このことは議会の本質であり、最も基本的なことであります。当然、議長の職にある者は議会の代表として、議会が基本的な機能を果たすために最大限の努力を払うとともに、その責任と使命を負うものであります。

しかし、森彪議長は9月27日に招集された臨時議会に、7名もの議員が欠席するという異常事態に際し、当然これら議員に出席を求め、議会を開会できるよう行動をとるべきであるにもかかわらず、逆に町長が再議を請求すること自体がおかしいなどと、どこにも根拠のない勝手な解釈を行い、大量の欠席を容認しています。加えて、再度招集された9月30日の臨時議会においては、直ちに散会すべきという動議を取り上げ、開会后わずか2分で閉会されました。再議は首長の権限として地方自治法に明確に位置づけられており、議員定数を含む全ての条例が再議の対象となることが明白であるとともに、再議には応じなければならないとされているところであります。

また、町村議会の運営に関する基準には、事件の撤回を求める動議、審議不要の動議は、議長はこれを取り上げることができないと書かれてあります。こうした法令やルールを無視した議会運営は議会の混乱を招くだけでなく、議会に対する町民

の信頼を大きく失墜させるものであります。そもそも再議に異論があるのであれば、町長にその理由を説明させ、堂々と議論を行い、その上で議決を行うべきであり、それが議会の役割であり使命であります。たとえ再議に付されても、あくまで決定権は議会側に有するものであります。

しかし、議論もせず、議決もせず、議会の基本的権限である議決権を放棄することは、議会の存在を自ら否定するようなものであります。議会の本質や使命を忘れ、法令、ルールから逸脱する議会運営を行う森彪議長は、もはや議長としての資質を欠き、その任務を到底全うすることができるとは考えられず、不信任に値するものと言わざるを得ません。どうか御賛同よろしくお願いします。

---

○副議長（永濱茂樹君） これより質疑を行います。

御質疑のある方は御発議をお願いします。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（永濱茂樹君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

---

○副議長（永濱茂樹君） これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○副議長（永濱茂樹君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

奥村晴明君。

〔奥村議員登壇〕

● 1 1 番議員（奥村晴明君） 森議長に対する不信任動議の賛成討論を行います。

森議長の不信任に対しては、議長は議会を代表し、議会を統括する重要な職責を担っているものであります。そのためには、常に公正、中立を保ち、良識ある行動を求められておるわけであり、しかし、森議長は非常に民意を無視する言動を繰り返しており、到底議長の任が務まることは考えられないわけであり、

1月21日の議会改革特別委員会を思い出していただきたい。この日は、議員定数について議論がなされている日でございます。この中で、森議長は委員でないにもかかわらず、挙手もしないで、再々意見をしております。例えば、議論の途中で採決しな、と発言しています。定数増に賛成する意見が多いから、早く採決をとって決めてしまうという意図が伺われました。そして、最も驚くのが、町民の意

見を聞くためにアンケートをとったらどうかという議論をしているときに、議長はこういう発言をしておるのです。委員長の独断でアンケートをとるのはあかんでよ、住民は、議長は議員は要らん、報酬は高いというのが出てくる、アンケートをとったら、というような発言もしております。さらにもう1回、アンケートとかは議員を半分にとか、報酬を下げるとかの意見が出てくるよ、というような発言もしております。森議長の発言には、いわば町民に意見を聞いたら定数増には反対される、むしろ減らせと言われる、それが分かっているからアンケートは、したらいけない、自分たちだけで多数決で決めてしまおう、そう言うていうようにしか聞こえませんでした。

町民をないがしろにするのはいい加減にさせていただきたいと思います。我々は町民に選ばれておりますし、町民の声を代弁する者であります。その役割を担う議員が、しかも議会を代表する議長が、町民が反対するから、そんな意見は聞かないでおこうと言っているようなわけであります。議会全体が、議員全員が町民を置き去りにして、自分たちの立場だけを守ろうとし、勝手なことをやっている、町民はそう思われるわけであります。

また、9月27日に再議のために招集された臨時議会においては、流会の説明を議長が行った際に、納得のいかない傍聴人からやじが飛ばされました。議論を聞き、その結果を見に来た傍聴人にとっては、流会というのは思いもしなかったことではないかと思えます。もちろん、やじを飛ばすことはよくありません。しかし、そのやじに対し威嚇をするように言い返し、詰め寄るとした議長の態度も最もよくありません。明らかに品位を欠いているわけであります。さらに、9月30日の再招集の臨時会においては、安藝議員の散会すべきという動議は直ちに提起し、採決し、わずか2分で解散をさせました。しかし、このとき西川議員も手を挙げ、議長と指名を求めたにもかかわらず、議長はこれを無視いたしました。当然、発言を許可しなければならないわけであります。

森議長には、議員個人として、いろいろ思いがあるのかもしれませんが、しかし、現在は議長であります。議会の代表であります。個人の思いは胸のうちにとめて、公正、中立でなければならないわけであります。そして何より、不信任の動議の理由に書かれてあるように、議会は議論し議決することを求められております。再議はあくまでもう一度議論して、もう一度議決してくださいという町長が求めるだけであって、議決権は常に議会にあるわけであります。それをなぜ放棄してしまうの

か、なぜ議会の役割を果たそうとしないのか、なぜ法令やルールをもっと確認しないのか、不思議でならないわけであります。議長は、議会の基本というものを忘れてしまったとしか思えないわけであります。議長には、一連の言動を真摯に反省していただきたいと思います。

以上で森議長の不信任の賛成討論といたします。

○副議長（永瀆茂樹君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（永瀆茂樹君） これをもって討論を終結いたします。

---

○副議長（永瀆茂樹君） これから藍住町議会議長の不信任動議を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（永瀆茂樹君） ただいま賛否の数は6対6で可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、副議長が本案に対して裁決をいたします。

本案については不採決といたします。よって、発議第10号「藍住町議会議長の不信任決議の動議について」は否決されました。

議長の入場を認めます。

これで私の務めは終わりました。ありがとうございました。

〔森議長入場〕

---

○議長（森彪君） これより上程全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は御発議をお願いいたします。

小川幸英君。

●9番議員（小川幸英君） 資料65の20ページ、3款民生費で、保育所総務費、扶助費として子育てのための施設利用給付費1,161万円というのがされておりますが、これ、巨細について説明願います。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

◎総務課長（梯達司君） 小川議員さんの御質問で、20ページの子育てのための施設利用給付費扶助金でございますが、こちらのほうは幼稚園、保育所の無償化の

分で、認可外保育施設の町外施設分の不足分ということで補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森彪君） 小川幸英君。

●9番議員（小川幸英君） 町外施設が何箇所ありますか。

○議長（森彪君） 梯総務課長。

◎総務課長（梯達司君） 箇所数でなしに人数でございます、50名が対象となっております。

○議長（森彪君） あと、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） これで質疑を終わります。

---

○議長（森彪君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

---

○議長（森彪君） 議第65号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第70号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」の6議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第65号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第70号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第65号「令和元年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第70号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

---

○議長（森彪君） 日程第7、議第71号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議案の提案理由の説明を求められましたので、議第71号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」説明を申し上げます。

議第71号につきましては、住所、藍住町住吉字神蔵67番地37、氏名、安芸隼、生年月日、昭和59年6月3日。任命年月日は、令和元年12月19日であります。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森彪君） 議第71号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、議第71号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、住所、藍住町住吉字神蔵67番地37、氏名、安芸隼氏、生年月日、昭和59年6月3日を任命同意することに決定いたしました。

なお任命年月日は、令和元年12月19日であります。

---

○議長（森彪君） 次に、請願の上程について、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りいたしました請願文書表のとおりであります。

日程第8、請願第5号「生活保護基準引き下げ中止を求める請願書」、日程第9、請願第6号「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書」、日程第10、請願第7号「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択に関する請願書」を議題といたします。

事務局長に請願文書表を朗読させます。

谷渕事務局長。

◎議会事務局長（谷渕弘子君） （請願文書表を朗読）

○議長（森彪君） 請願第5号の紹介議員であります西岡恵子君から、請願の説明を求めます。

西岡恵子君。

〔西岡議員登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 議長から請願の説明を求められましたので、請願文書表を読み返させていただきます。

生活保護基準引き下げ中止を求める請願書。藍住町議会議長、森彪様、2019年11月29日、請願人氏名、徳島県生活と健康を守る会連合会会長、井出幸夫、請願人住所、徳島市末広4丁目4-23、紹介議員、西岡恵子。

請願趣旨。日ごろから住民の暮らしと健康を守るため、御尽力をいただいていることに敬意を表します。生活保護基準が2018年10月1日から引き下げられました。さらに19年も引き下げ実施され、20年も引き下げられる予定です。生活保護費は、2013年に戦後最大規模の引き下げが行われ、15年まで連続で削減されています。その取り消しを求めて、全国29都道府県、1,022人の生活保護利用者が裁判で争っている最中、政府は司法の判断を待たずして、再度引き下げました。昨年10月からの引き下げに対して、不服審査請求に立ち上がった利用者は約6,000人に上ります。生活保護費のたび重なる引き下げで、利用者は食事や入浴の回数を減らしたり、交際費を捻出できず、親類や友人との交流を絶ち、孤立化しています。ただ生きるだけの生活は、健康で文化的な生きがいのある生活とはほど遠いものです。

基準の引き下げは、生活保護利用者だけの問題ではありません。住民税の非課税額や就学援助、保育料など国の47制度と連動して影響を及ぼします。このように、社会の土台が沈んでしまえば、国全体が沈んでしまいます。

以上のことから、国及び政府に対して生活保護基準引き下げの中止を求める意見書を提出していただきますようにお願いいたします。

請願事項1、国に対し、生活保護基準引き下げ中止の意見書を提出ください。

以上です。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（森彪君） 次に、請願第6号の紹介議員であります小川幸英君から、請願の説明を求めます。

小川幸英君。

〔小川議員登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 議長から請願内容を求められましたので、請願書を読んで紹介いたします。

国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書。藍住町議会議員、森彪殿、2019年11月29日、請願人氏名、徳島県生活と健康を守る会連合会会長、井出幸夫、請願人住所、徳島市末広4丁目4-23、紹介議員、小川幸英。

請願趣旨。高過ぎる国民健康保険税が国民を苦しめ、滞納への罰則によって保険証を取り上げられた人が、受診が遅れて死亡するなどの悲惨な事態が相次いでいます。国保は無職者、年金生活者、非正規雇用労働者など、低所得者が多数加入しています。ところが、1人当たりの保険税は協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍に上がります。国保税には家族人数に応じて負担が増える均等割があり、子育て世帯などでは国保と協会けんぽの保険料の格差は2倍に広がります。

こうした問題を解決するために、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方公共団体は1兆円の公費投入など、国の財政支援により国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げることを求めています。高過ぎる国保税を引き下げ、格差を解消することは国民の暮らしと健康を守り、国保制度の健全な運営と医療保険制度安定のためにも不可欠です。

以上の趣旨から、以下の事項につき請願いたします。

請願事項1、国保への公費支援を1兆円増額し、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げてください。

2、国保税を高くする原因となり、子育て世代などに苛酷な負担となっている「均等割」「平等割（世帯割）」を廃止してください。

皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（森彪君） 次に、請願第7号の紹介議員であります林茂君から、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔林議員登壇〕

●10番議員（林茂君） それでは、議長から請願の説明を求められましたので、行います。

藍住町議会議員殿、2019年11月29日、提出者、住所、徳島市中前川町5丁目1-286、氏名、全日本年金者組合徳島県本部委員長、井上尚、紹介議員、林茂。

「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書の採

択に関する請願書。

請願理由、公的年金だけでは老後の資金が2,000万円ほど足りないと記述した金融庁審議会の6月発表の報告書は、多くの国民に衝撃を与えました。厚生労働省が8月27日に発表した5年に1度の公的年金制度の財政検証においても、高齢者は長生きするほど年金は減ることが裏づけられました。すなわち、厚生年金は標準的なケースで28年後、2047年には2割近くに減り、基礎年金、国民年金では所得代替え率が現在の36%台から2047年度には26%台に低下し、給付水準は約3割も減少する見通しが示されました。満額でも6.5万円から約4.2万円にまで下がる。国は、人生100年時代などと盛んに宣伝しながら、老後の暮らしは投資や貯金の自己責任で何とかしろというのは、余りにも無責任ではないでしょうか。年金の給付が減り続ける現在の年金改定の仕組みは、長寿社会の土台を揺るがしかねません。今こそ減らない年金、安心の年金をつくる必要があります。

そのためには、年金削減の仕組み、マクロ経済スライド制度を直ちに廃止して、減らない年金にするとともに、若い人も高齢者も安心できる最低保障年金制度の創設など、抜本的な年金制度の改革を求めるものです。よって、地方自治法第99条の規定に基づき、次のとおり請願するものです。

請願事項1、年金制度におけるマクロ経済スライドを廃止をし、最低保障年金制度の創設を国に求める意見書を採択していただくこと。

以上です。何とぞ皆さん方の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（森彪君） お諮りいたします。請願第5号、請願第6号、請願第7号については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第5号、請願第6号、請願第7号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、請願第5号「生活保護基準引き下げ中止を求める請願書」に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

これから、請願第5号「生活保護基準引き下げ中止を求める請願書」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第5号「生活保護基準引き下げ中止を求める請願書」を採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 起立多数です。

したがって、請願第5号「生活保護基準引き下げ中止を求める請願書」は採択することに決定いたしました。

次に、請願第6号「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書」に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

これから、請願第6号「国民健康保険税を協会けんぽ並に引き下げる改善を求める請願書」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第6号「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書」を採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 起立多数です。したがって、請願第6号「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める請願書」は採択することに決定をいたしました。

次に、請願第7号「「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択に関する請願書」に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森彪君） 討論なしと認めます。

これから請願第7号「「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択に関する請願書」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第7号「「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択に関する請願書」を採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（森彪君） 起立多数でございます。したがって、請願第7号「「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書の採択に関する請願書」は、採択することに決定をいたしました。

小休をお願いいたします。

午後3時19分小休

午後4時9分再開

○議長（森彪君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。小休中に西岡恵子君から請願第5号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「生活保護基準引き下げ中止を求める意見書について」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、「生活保護基準引き下げ中止を求める意見書について」を上程し、議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

谷淵議会事務局長。

◎議会事務局長（谷淵弘子君） （議案を朗読）

○議長（森彪君） 提出者であります西岡恵子君より発議第11号について提案理由の説明を求めます。

西岡恵子君。

〔西岡恵子君登壇〕

●7番議員（西岡恵子君） 議長より提案意見を求める意見書の理由を求められましたので、令和元年発議第11号を読み上げて、それにかえさせていただきます。

令和元年発議第11号「生活保護基準引き下げ中止を求める意見書」。上記の議案を別紙のとおり藍住町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和元年12月19日提出。提出者藍住町議会議員、西岡恵子、賛成者、同、林茂、賛成者、同、安藝広志、賛成者、同、小川幸英、賛成者、同、鳥海典昭。

生活保護基準引き下げ中止を求める意見書。生活保護基準が2018年10月1日から引き下げられ、2019年も引き下げが実施され、2020年も引き下げられる予定です。生活保護費は、2013年に戦後最大の引き下げが行われ、2015年まで連続で削減されています。その取り消しを求めて全国20都道府県1,022人の生活保護利用者が裁判で争っている最中、政府は司法の判断を待たずして、再度引き下げを行っています。昨年10月からの引き下げに対して、不服審査請求を行った生活保護利用者は全国で6,000人に上ります。生活保護費のたび重なる引き下げで利用者は食事や入浴の回数を減らしたり、交通費を捻出できず、親類や友人との交流を絶ち孤立しています。ただ、生きるだけの生活は、健康で文化的な生きがいのある生活とはほど遠いものです。生活保護基準の引き下げは、生活保護利用者だけの問題ではありません。住民税の非課税基準や就学援助、保育料などの国の47制度と連動して影響を及ぼします。このように社会の土台が沈んでしまえば国全体が沈んでしまいます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2019年12月19日。提出先、内閣総理大臣、安倍晋三殿、厚生労働大臣、加藤勝信殿、徳島県板野郡藍住町議会。

以上です。

○議長（森彪君） お諮りいたします。発議第11号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「生活保護基準引き下げ中止を求める意見書について」については、原案のとおり可決、確定いたしました。なお、意見書については、速やかに関係機関に送付いたしたいと思います。

次に、小休中に小川幸英君から請願第6号の採択による意見書の議案が提出をされました。この議案は所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。これを日

程に追加し、追加日程第4として議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書」を上程し、議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

谷淵議会事務局長。

◎議会事務局長（谷淵弘子君） （議案を朗読）

○議長（森彪君） 提出者であります小川幸英君より発議第12号について提案理由の説明を求めます。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●9番議員（小川幸英君） 議長より提案理由を意見書について求められましたので、読み上げることにいたします。

令和元年発議第12号「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書」。上記の議案を別紙のとおり、藍住町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和元年12月19日提出。提出者、藍住町議会議員、小川幸英、同、徳元敏行、同、鳥海典昭、同、安藝広志、同、永瀆茂樹。

「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書」。高過ぎる国民健康保険税が国民を苦しめ、滞納への罰則によって保険証を取り上げられた人が受診が遅れて死亡するなど悲惨な事態が相次いでいます。国保は無職者、年金生活者、非正規雇用労働者など低所得者が多数加入しています。ところが、1人当たりの保険税は協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍に上がります。国保税には家族人数において負担が増える均等割があり、子育て世帯などでは国保と協会けんぽの保険料の格差は2倍に広がります。こうした問題を解決するために、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、1兆円の公費投入など国の財政支援により国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げることを求めています。

高過ぎる国保税を引き下げ、格差を解消することは、国民の暮らしと健康を守り、国保制度の健全な運営と医療保険制度安定のためにも不可欠です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2019年12月19日、内閣総理大臣、安倍晋三殿、厚生労働大臣、加藤勝信殿、徳島県板野郡藍住町議会。

以上です。

○議長（森彪君） お諮りいたします。発議第12号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号「国民健康保険税を協会けんぽ並みに引き下げる改善を求める意見書」については、原案のとおり可決、確定いたしました。なお、意見書については、速やかに関係機関に送付いたします。

次に、小休中に林茂君から請願第7号の採択による意見書の議案が提出をされました。この議案は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第5として議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号「「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

事務局長に議案を朗読させます。

谷淵議会事務局長。

◎議会事務局長（谷淵弘子君） （議案を朗読）

○議長（森彪君） 提出者であります林茂君より発議第13号について提案理由の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●10番議員（林茂君） それでは、議長から提案理由の説明を求められましたの

で、朗読をして提案をいたします。

令和元年発議第13号「「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書」。上記の議案を別紙のとおり藍住町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和元年12月19日提出。提出者、藍住町議会議員、林茂、賛成者同じく小川幸英、賛成者同じく徳元敏行、賛成者同じく鳥海典昭、賛成者同じく安藝広志。

「「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書。」。

公的年金だけでは老後の資金が2,000万円足りないと記述した金融庁審議会の2019年6月発表の報告書は多くの国民に衝撃を与えました。厚生労働省が同年8月27日に発表した5年に一度の公的年金制度の財政検証においても、厚生年金は標準的なケースで28年後には2割近く減り、基礎年金では所得代替率が現在の36%台から2047年度には26%台に低下し、給付水準は約3割も減少する見通しが示され、高齢者は長生きするほど年金は減ることが裏づけられました。人生100年時代などと言われる昨今、年金水準が減り続ける年金改定の仕組みは長寿社会の土台を揺るがしかねません。また、地方創生においても、地域経済や地方財政に及ぼすマイナス影響が強く懸念されるどころです。今こそ減らない年金、安心の年金をつくる必要があります。そのためには、年金削減の仕組み、マクロ経済スライド制度を直ちに廃止をして、減らない年金にするとともに、若い人も高齢者も安心できる最低保障年金制度の創設など抜本的な年金制度の改革を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出をします。令和元年12月19日、内閣総理大臣、安倍晋三殿、厚生労働大臣、加藤勝信殿、徳島県板野郡藍住町議会。

以上です。

○議長（森彪君） お諮りいたします。発議第13号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号「「マクロ経済スライド」を廃止し、最低保障年金制度の創設を求める意見書」については、原案のとおり可決、確定いたしました。な

お、意見書については、速やかに関係機関に送付いたします。

---

○議長（森彪君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森彪君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（森彪君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 12月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る4日の開会から本日までの16日間にわたり、提案申しあげました議案につきまして十分御審議をいただき、全議案を御承認いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、この間、一般質問等におきまして、議員各位から子育て対策を初めとする福祉や教育問題、文化ホールや財政、住環境問題など、幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。令和元年も余すところわずかとなってまいりました。議会議員の皆様にとりましては、本議会が任期中最後の定例会でありました。来年2月の任期満了をもって勇退される方、再度立候補を予定されている方、それぞれ思いが異なると存じますが、この4年間大変お世話になりました。改めてお礼を申し上げ、本席御出席の方々、全ての町民の方々にとって、新しい年が幸せ多い年でありますことをお祈りし、閉会に当たっての御

挨拶といたします。誠にありがとうございました。

---

○議長（森彪君）　ありがとうございました。

　以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

　議員、理事者各位におかれましては、年末の何かとお忙しいところ、御出席をいただきまして御協力を誠にありがとうございました。

　本年は、台風19号は、伊豆半島に上陸し、関東を縦断して首都圏を直撃しました。気象庁は12都県の自治体に特別警報を発表し、最大級の警戒や避難を求めましたが、各地で大規模な被害が出ました。東日本では、71の河川で堤防の決壊、氾濫、増水被害につきたくさんの人が亡くなりました。住宅被害は5万棟以上に上り、甚大な被害を受けています。お亡くなりになられた皆様に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興、復旧を遂げられますよう心から御祈念申し上げます。このような自然災害に対しましては、日ごろからの備えのほか、災害に強いまちづくりに向けて町議会としても全力で取り組みを進めてまいります。

　皆様方におかれましては、4年間熱心に議会活動に取り組んでいただき、御協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

　さて、私たち町議会と町理事者とは二元代表制の関係であり、町議会はチェック機関としての役割が仕事でありますから、再議は議会で行った議決が不当なもの、あるいは違法なものでなければ使用すべきではありません。議員定数は、議会の権限であることは議員必携にも掲載しています。議会は、住民の代表として二元代表制を守り、住民全体の立場に立って、予算の執行が正しく行われているか、チェック機関としての役割を果たしながら、議会としての權威を守るためにも執行者と議会は一定の距離を保ちながら町民の福祉向上、命と財産を守り、私利私欲ではなく、町政発展に尽くすべきであります。今議会で定例議会は終了いたしますが、任期満了の日まで議会が掲げている問題は最後まで尽くして任期を全うすることに御協力をお願いいたしまして、議員の皆様、理事者の皆様、職員の皆様の御健康と御多幸を御祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

　閉会いたします。

午後4時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	森	彪
藍住町議会副議長	永濱	茂樹
会議録署名議員	喜田	修
会議録署名議員	古川	義夫